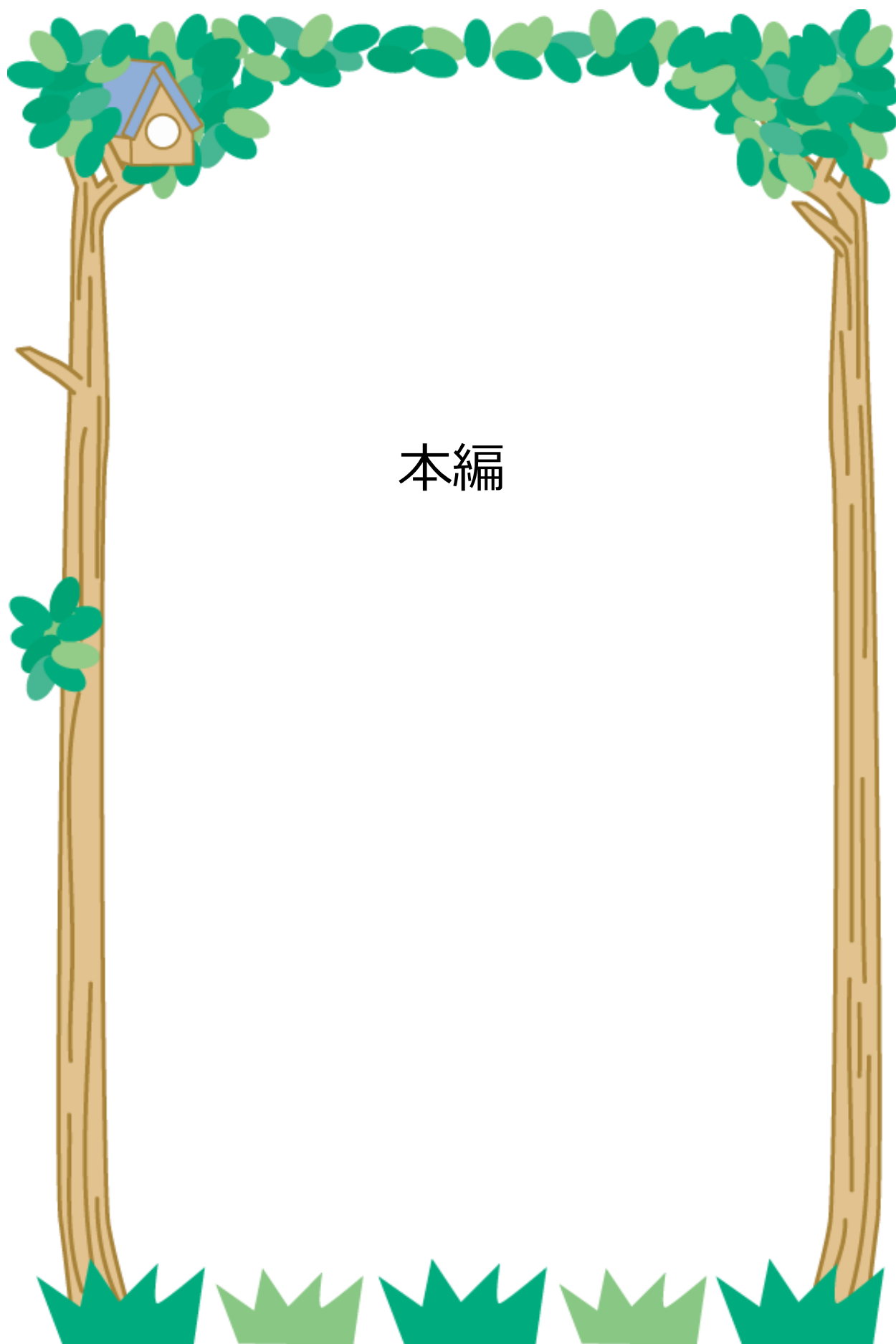




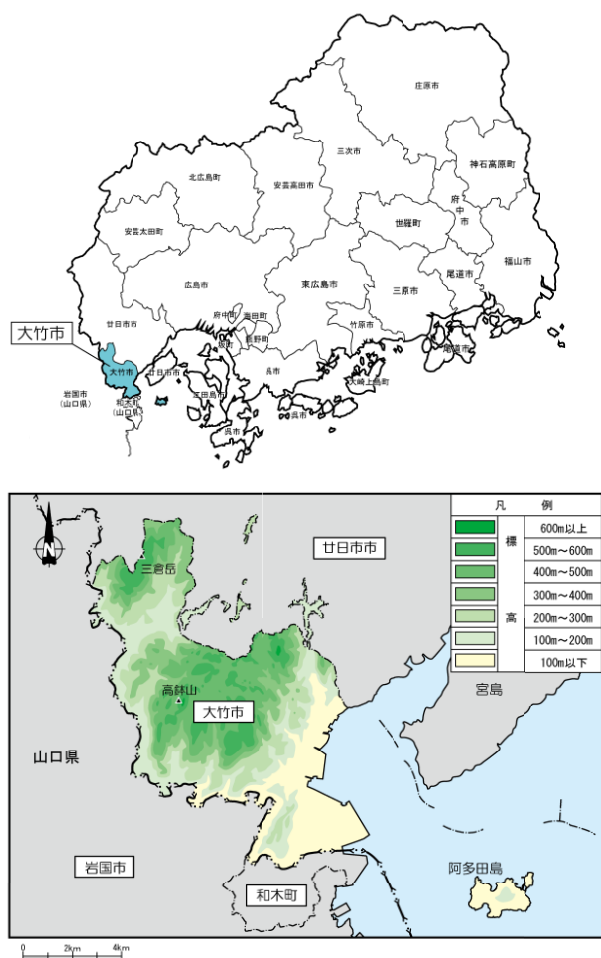
本編

第1節 自然的環境

1 地形・地質

本市は、広島県の西端にあり、面積は78.66 km^2 で、広島県の約0.93%を占めています。地形は、100m以上の山地が大部分を占め、平坦地は沿岸部の埋立地などを中心に分布しています(図表1-1-1)。地質は、花崗岩質岩石が大部分を占め、三倉岳にみられるような露岩が各地にあります。

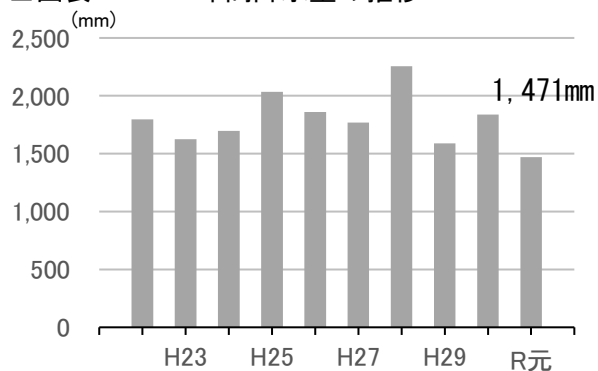
■図表 1-1-1 位置図及び地勢図



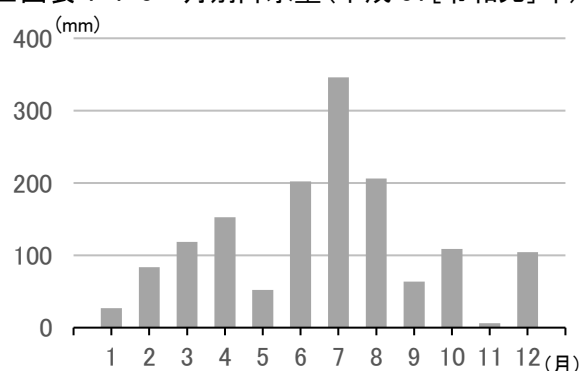
2 気象

気象は、年間を通して温暖で雨の少ない瀬戸内海式気候です。ここ10年間の年間降水量は1,500~2,200mm程度、平均気温は16~17℃程度です(図表1-1-2~1-1-5)。

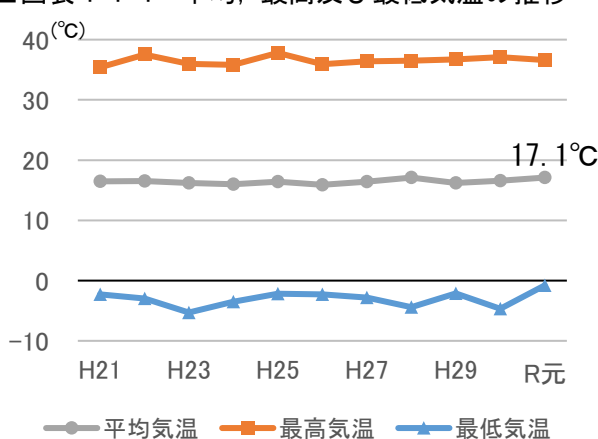
■図表 1-1-2 年間降水量の推移



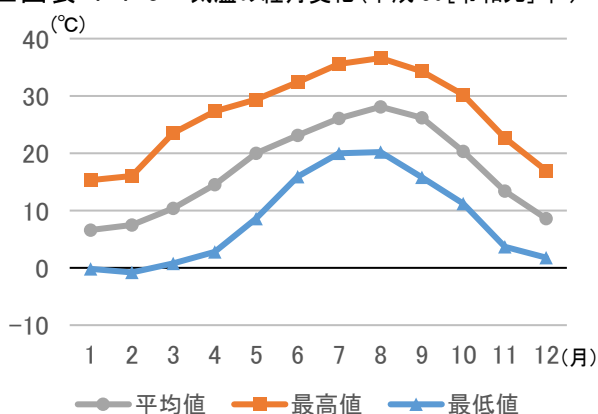
■図表 1-1-3 月別降水量(平成31[令和元]年)



■図表 1-1-4 平均、最高及び最低気温の推移



■図表 1-1-5 気温の経月変化(平成30[令和元]年)



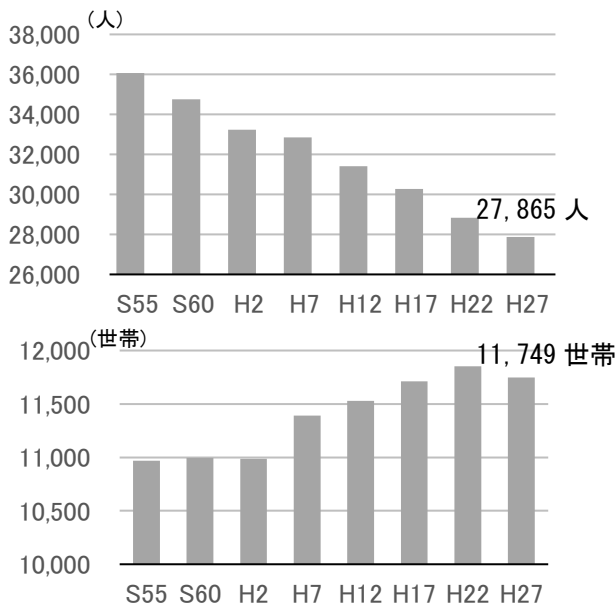
[資料：大竹市消防本部]

第2節 社会的環境

1 人口と世帯数

平成 27(2015)年 10 月 1 日現在（国勢調査）の人口は 27,865 人、世帯数は 11,749 世帯であり、世帯あたりの人口は 2.29 人と世帯規模は依然減少し続けています。

■図表 1-2-1 人口及び世帯数の推移



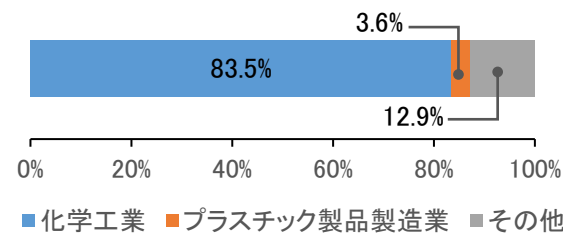
〔資料：国勢調査〕

2 産業

(1) 製造品出荷額

製造品出荷額は約 2,996 億円で、化学工業が全体の約 80%を占めています（図表 1-2-2）。

■図表 1-2-2 製造品出荷額の割合



〔資料：平成 30 年工業統計調査〕

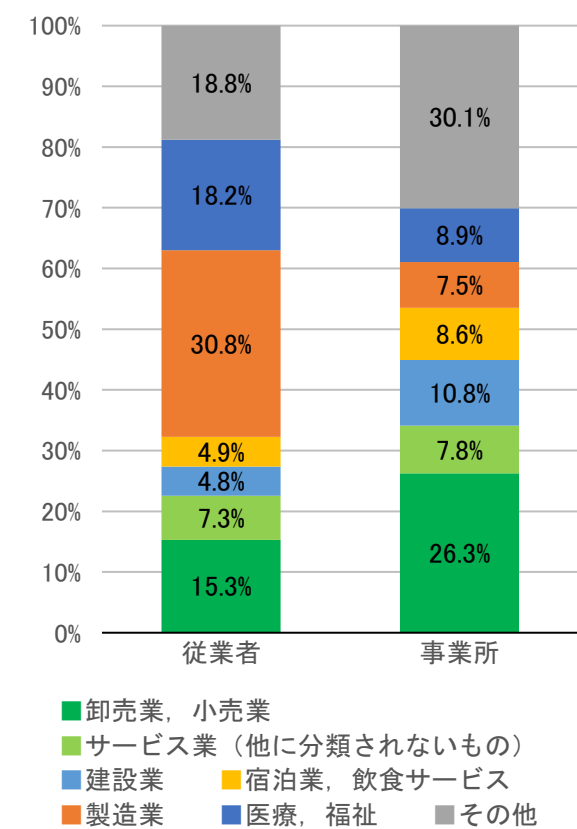
注) パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額など、事業者が特定されるものについては、秘匿処理されています。

(2) 産業（大分類）別従業者数、事業所数

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、

公務を除く全産業の従業者数は 14,250 人、事業所数は 1,287 事業所であり、その内訳は図表 1-2-3 のとおりです。

■図表 1-2-3 従業者、事業所の割合



〔資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査〕

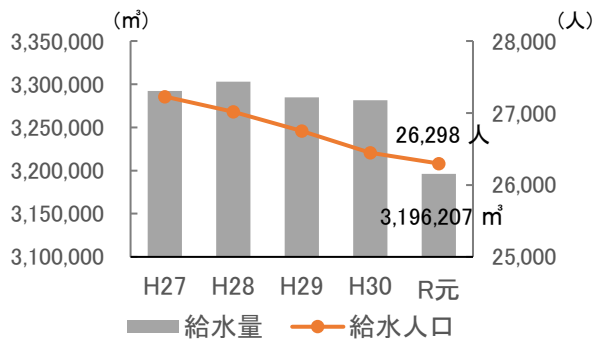
3 上下水道

過去 5 年間の給水量は、給水人口の減少に伴って減少傾向にあり令和元年度は約 320 万 m³ となっています。下水道の普及率は向上し、令和元年度は 95.4%となっています。

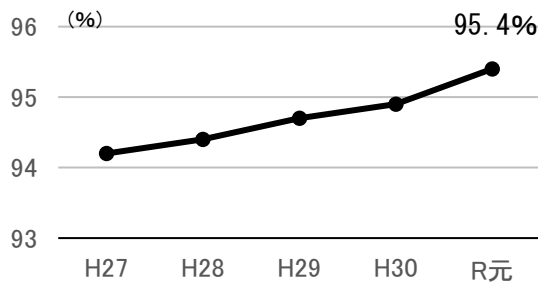
■図表 1-2-4 上下水道の状況（令和 2 年 1 月現在）

上水道	
給水人口	26,298 人
給水戸数	12,619 戸
給水量	3,196,207 m ³
配水総量	4,064,379 m ³
配水 1 日平均	11,135 m ³
公共下水道	
処理人口	25,516 人
下水道供用面積	715ha
人口普及率	95.4%

■図表 1-2-5 上水道の状況



■図表 1-2-6 下水道人口普及率

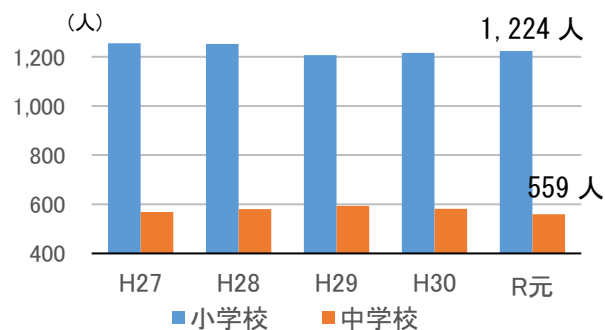


〔資料：大竹市上下水道局〕

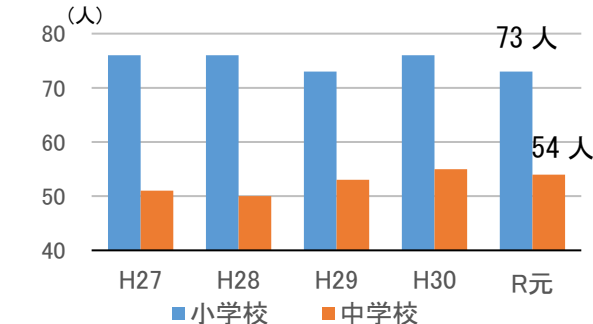
4 学校

令和元年5月1日現在の学校数は、小学校4校、中学校3校で、児童数は1,224人、生徒数は559人です。また教員数（本務者）は小学校が73人で中学校が54人です。

■図表 1-2-7 児童及び生徒数の状況



■図表 1-2-8 教員数の状況



〔資料：学校基本調査〕

5 公園緑地

公園・緑地の状況は、図表 1-2-9 のとおりであり、面積は全体で約 29ha です。

■図表 1-2-9 本市における公園緑地の状況

区分	箇所数	面積 (ha)
近隣公園	1（さかえ）	2.29
地区公園	1（亀居）	7.32
街区公園	54	5.00
都市緑地	1（中浜）	1.46
総合公園	1（晴海）	12.76

〔資料：大竹市都市計画課〕

6 土地利用

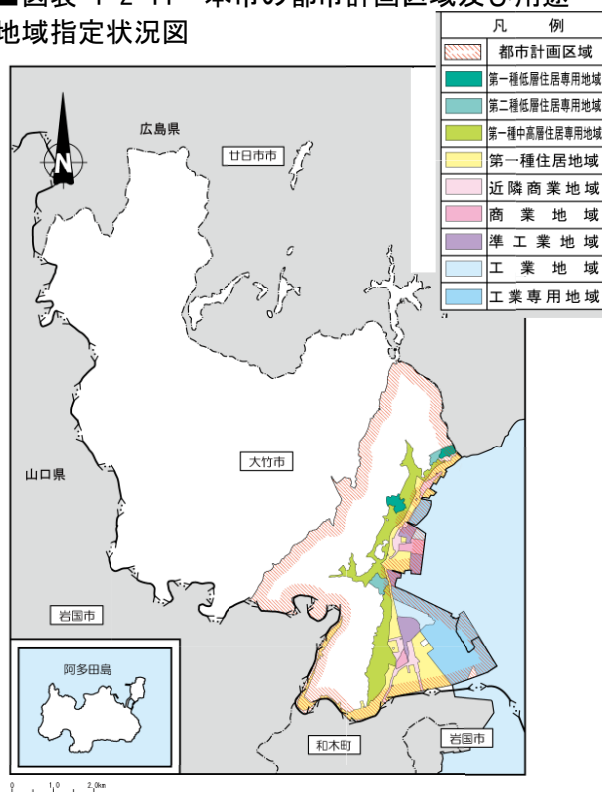
本市における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、図表 1-2-10 及び図表 1-2-11 のとおりです。工業専用地域、工業地域、準工業地域に隣接した住居地域が多くあります。

■図表 1-2-10 本市における都市計画区域及び用途地域面積

区分	面積 (ha)
都市計画区域	2298.2
市街化区域	979.8
第1種低層住居専用地域	23.0
第2種低層住居専用地域	27.0
第1種中高層住居専用地域	238.8
第2種中高層住居専用地域	—
第1種住居地域	267.6
第2種住居地域	—
準住居地域	—
近隣商業地域	50.3
商業地域	24.1
準工業地域	60.7
工業地域	34.0
工業専用地域	254.3

〔資料：大竹市都市計画図〕

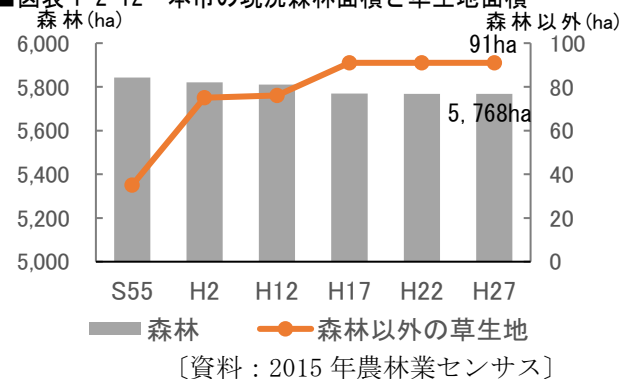
■図表 1-2-11 本市の都市計画区域及び用途地域指定状況図



7 森林

現況森林面積は減少し、森林以外の草生地が増加傾向にあります。ここ 10 年は変動が見られません（図表 1-2-12）。

■図表 1-2-12 本市の現況森林面積と草生地面積



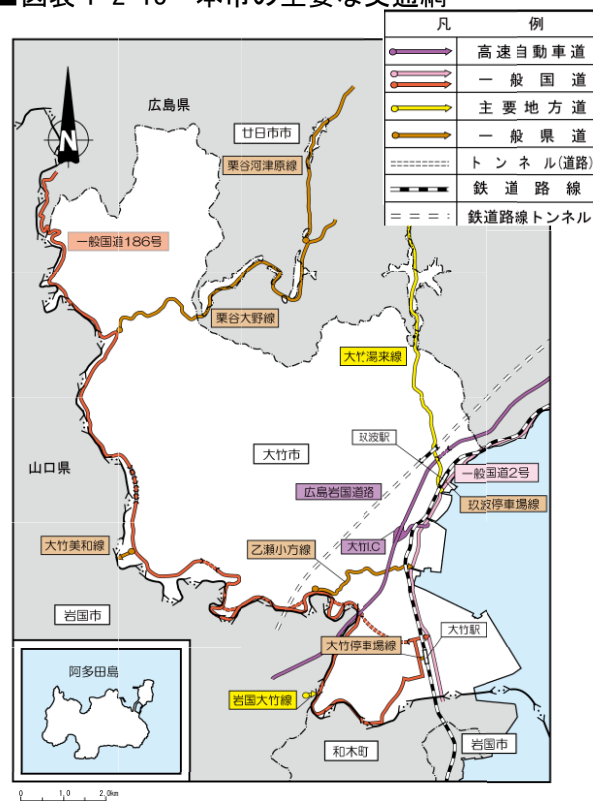
8 交通

主要な交通網は、JR 山陽本線、山陽自動車道（広島岩国道路）、一般国道 2 号などがあります（図表 1-2-13）。JR 山陽本線の旅客乗車人員は、大竹駅は横ばい、玖波駅は少しずつですが減少しています。また、大竹駅では約 600t

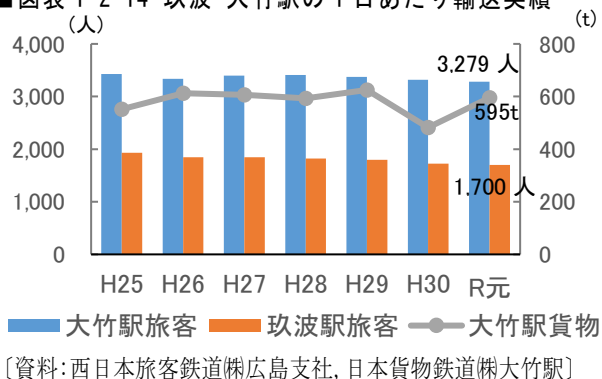
の貨物を扱っています（図表 1-2-14）。

平成 27 年度の 24 時間交通量は、平成 22 年度と比較すると、山陽自動車道で約 3,600 台、国道 2 号では約 250 台の増加となっています（図表 1-2-15）。

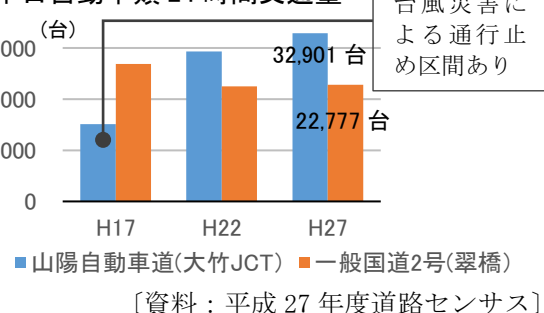
■図表 1-2-13 本市の主要な交通網



■図表 1-2-14 玖波・大竹駅の 1 日あたり輸送実績



■図表 1-2-15 山陽自動車道と一般国道 2 号の平日自動車類 24 時間交通量



第1節 大竹市環境基本計画

(以下、「環境基本計画」という。)

1 環境基本計画の策定

環境基本計画は、平成22(2010)年3月に制定した大竹市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）第8条の規定に基づいて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推

進するため、平成23(2011)年3月に策定しました。

(1) 目的

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念のもとに、市民（市民団体を含む。）、事業者、市が互いに協力しながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

環境計画の対象範囲

基本方針（環境基本条例第7条）

- (1) 公害を防止し、生活環境の保全を図ること。
- (2) 自然環境の保全を図ること。
- (3) 都市環境の保全を図ること。
- (4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び再生利用を図ること。
- (5) 地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する啓発・教育・学習の推進を図ること。

対象範囲

生活環境

大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌・化学物質

自然環境

森林・農地、川・海、動植物

都市環境

土地利用、自然・野外レクリエーション・公園・緑地、景観・文化財、交通

資源循環

廃棄物、省資源・省エネルギー・新エネルギー

地球環境

地球温暖化、酸性雨

環境保全活動

環境学習・教育、環境保全活動の連携・参加

環境基本条例に定める各主体の責務

市民（第5条）

- 日常生活の中での環境負荷の低減
- 環境保全の自主的な取組
- 市の環境保全施策への協力



事業者（第6条）

- 公害の防止と自然環境の保全
- 事業活動上の廃棄物の適正処理
- 製品などの環境負荷低減と再生資源等の利用
- 市の環境保全施策への協力

市（第4条, 7～21条）

施策の総合的・計画的な実施

- 環境基本計画の策定
- 施策の実施状況の公表
- 環境保全上の規制措置
- 調査の実施及び監視などの体制の整備
- 環境影響評価への対応
- 環境保全上の公共的施設の整備など
- 資源の循環的な利用などの推進
- 地球環境保全の推進
- 環境学習・教育の推進及び情報の提供
- 民間団体などの環境保全活動の促進
- 市民、事業者との協力による推進体制の整備
- 国・県、他の地方公共団体との協力

(2) 期間

環境基本計画の期間は、平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度までの 10 年間で、必要に応じて見直すことにしています。

(3) 対象範囲

環境基本計画は、環境基本条例第 7 条に掲げる基本方針に基づき、生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象範囲としています。

(4) 推進主体と責務

環境基本計画の推進主体は、市民・事業者・市であり、各主体は環境基本条例に基づいて環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っています。

2 施策の体系

将来の大竹市のあるべき環境の姿として、環境基本計画の中で、望ましい環境像を「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」と定めています。これを実現するために、5つの基本目標及びこ

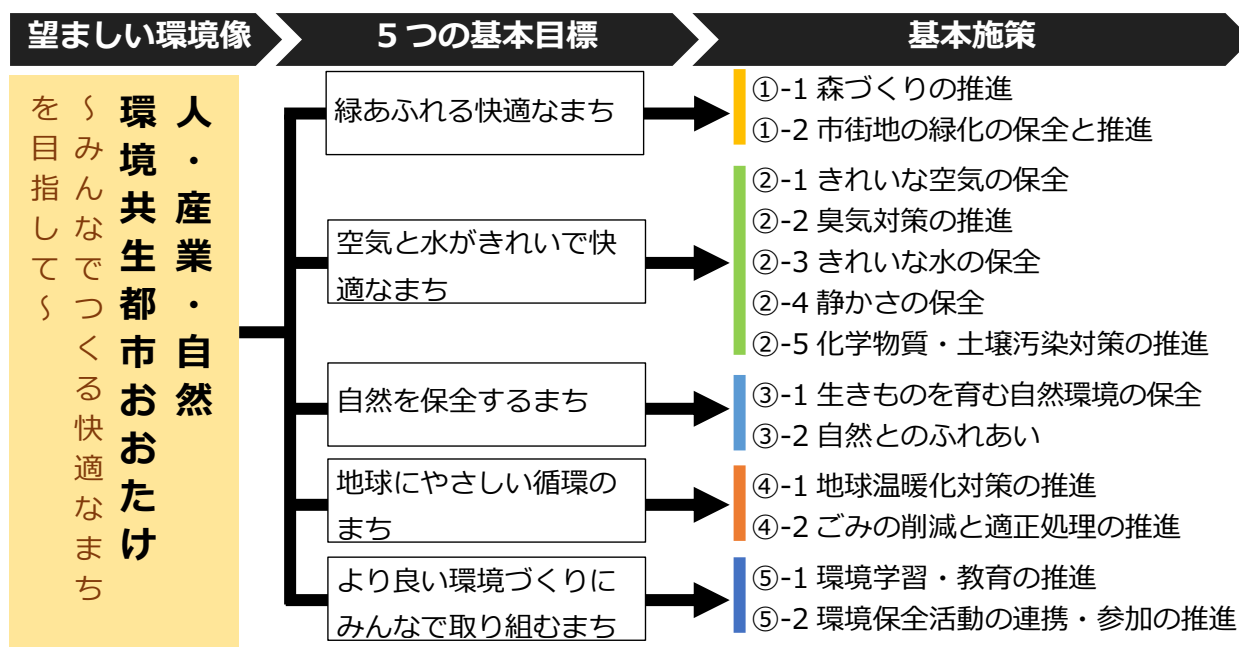
れらの基本目標を達成するための基本施策並びに5つの重点施策(重点プロジェクト)を設定しています。

3 環境基本計画の見直し

計画期間の5年目に当たる平成 27(2015)年度に5つの重点施策(重点プロジェクト)について中間評価を行い、平成 28(2016)年 10 月に環境基本計画の一部を変更し、「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」として公表しました。

具体的には、より効率的、効果的な取組により施策を推進する観点から、5つの重点施策(重点プロジェクト)に優先順位を設け、併せて現環境基本計画の上位計画である「第五次大竹市総合計画(わがまちプラン)」の後期計画との整合性を図るための変更を行いました。

また、関係法令の改正、あるいは「第五次大竹市総合計画(わがまちプラン)」の後期基本計画の策定等に伴い、各基本施策に掲げる目標の一部を変更しています。



5つの重点施策 重点プロジェクト

- 優先順位 1 情報発信プロジェクト (情報発信)
- 優先順位 2 環境パートナーシッププロジェクト (連携)
- 優先順位 3 不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト (環境美化)
- 優先順位 4 花いっぱい運動プロジェクト (環境美化)
- 優先順位 5 臭気対策検討プロジェクト (臭い)

第2節 施策の推進状況

環境基本計画に基づく施策は平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間で実施します。

1 基本目標と基本施策

基本目標①ー緑あふれる快適なまち

基本施策①ー1：森づくりの推進

▼取組の方針

- ① 森林資源の維持推進や林業生産基盤の整備などの推進による林業振興（森林の保育管理の推進）
- ② 森林のもつ保健休養・水源かん養機能を活用して都市と農山村との交流を促進し、森林空間の多目的な活用を図る。（市民参加による森づくりの推進）



▼参考指標

指 標	令和元年度値
除間伐実施面積※1	196.67ha
※1 昭和61(1986)年からの累計値	

基本施策①ー2：市街地の緑化の保全と推進

▼取組の方針

- ① 市民ニーズに沿って、多様で安心・安全な公園を計画的に整備する。
- ② 市民・事業者・市が一体となって緑地の保全と緑化を促進する。



▼参考指標

指 標	令和元年度値
住民1人あたりの都市公園面積	11 m ²
公園環境美化推進事業への協力自治会の割合	100%



基本目標②－空気がきれいであらゆるまち

基本施策②－ 1：きれいな空気の保全

▼取組の方針

- ① 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止
- ② 工場・事業場などによる大気汚染の防止

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
光化学オキシダントの 発生数※1	123 日	74 日	改善

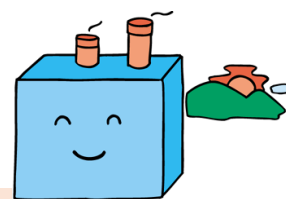
※1 昼間 1 時間値が環境基準値 0.06ppm を超える日数

基本施策②－ 2：臭気対策の推進

▼取組の方針

- ① 臭気対策の徹底と強化

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
規制基準値等※1 の 超過検体数	5 検体(法) 9 検体(要綱)	調査なし	改善(法) 改善(要綱)
悪臭苦情件数	1 件	0 件	改善

※1 悪臭防止法に基づく悪臭の規制に関する基準及び大竹市悪臭公害防止対策指導要綱に定める基準値

基本施策②－ 3：きれいな水の保全

▼取組の方針

- ① 生活排水対策による継続的な環境負荷の低減
- ② 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
環境基準達成率(河川)	BOD 100%※1	BOD 100%	現状維持
環境基準達成率(海域)	COD 0%※1 T-P 100%※1 T-N 100%※1	COD 17% T-P 100% T-N 100%	改善 現状維持 現状維持
環境基準達成率(湖沼)	COD 0%※1 T-P 0%※1	COD 100% T-P 100%	改善
水質苦情件数	3 件	1 件	改善

※1 平成 20(2008)年度値

▼参考指標

指 標	令和元年度値
下水道処理人口普及率※1	95.4%

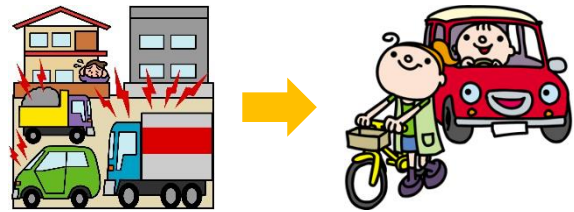
※1 供用開始区域内人口に対する行政区域内人口の割合

基本施策②－4：静かさの保全

▼取組の方針

- ① 道路交通騒音・振動の低減
- ② 事業活動などによる騒音・振動の低減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
環境基準達成率 (道路交通騒音)	83%※1	83%※2	改善
騒音・振動の苦情件数	3 件	5 件	改善

※1 平成 21(2009)年度＋平成 22(2010)年度の平均値
 ※2 平成 30(2018)年度＋令和元(2019)年度の平均値

基本施策②－5：化学物質・土壌汚染対策の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 化学物質などによる汚染の防止

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
ダイオキシン類 環境基準達成率	100%	100%	現状維持
P R T R 対象物質排出量	347 トン※1	545 トン	1,175 トン より減少※2

※1 平成 20(2008)年度の排出量
 ※2 PRTR 法の改正(H22.4.1 施行)に伴い、対象物質が従前の 354 物質から 108 物質追加され、462 物質に増加

基本目標③－自然を保全するまち

基本施策③－1：生きものを育む自然環境の保全

▼取組の方針

- ① 里地・里山などの保全
- ② 水辺の保全
- ③ 多様な生きものの保全

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
耕作放棄地面積	5.3ha	1.4ha	2.7ha
水辺の保全活動 (河川清掃, 海浜清掃等)	3 件	3 件	3 件以上

基本施策③－２：自然とのふれあい

▼取組の方針

- ① 自然観光資源の有効活用
- ② 自然体験学習機会の提供

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
自然体験学習会の開催	1 回	3 回	1 回以上

基本目標④－地球にやさしい循環のまち

基本施策④－1：地球温暖化対策の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
地球温暖化対策の 目標値の設定	5,515 トン	3,634 トン	公共施設の温室効果ガス※ ¹ (二酸化炭素換算値) 排出量 2.5%以上削減

※¹ 公益事業である水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業は除く

基本施策④－2：ごみの削減と適正処理の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
家庭系ごみの 1 人 1 日排出量	719g	587g	591g
ごみのリサイクル率	65%	22%※ ¹	68%以上

※¹ 令和元(2019)年度から、可燃ごみの処理方法を、固形燃料(RDF)化による資源化から焼却発電への利用に変更

基本目標⑤ーより良い環境づくりにみんなで取り組むまち

基本施策⑤-1：環境学習・教育の推進

※平成28年10月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

▼目標と実施状況

指 標	平成21年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和2年度 [10年後目標値]
環境学習会、 出前講座の開催	1回／年※ ¹	3回／年	2回以上／年
環境学習への 参加者（延人数）	37人／年※ ¹	1,137人／年※ ²	660人以上／年

※¹ 平成22(2010)年度の値

※² 平成29(2017)年度から、コイ・こいフェスティバルでの出展を実施



基本施策⑤-2：環境保全活動の連携・参加の推進

▼取組の方針

① 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

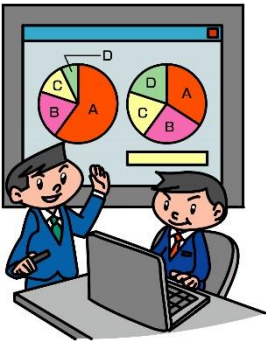
▼目標と実施状況

指 標	平成21年度 [基準値]	令和元年度 [現況値]	令和2年度 [10年後目標値]
各団体による 情報交換会などの開催	0回	0回	1回以上／年



2 重点施策（重点プロジェクト）

（１）優先順位１：情報発信プロジェクト

目 標		わかりやすく、効果的な情報発信を積極的に行います。								
施策の概要	本プロジェクトは、本市の環境について、あらゆる情報をよりわかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図るものです。 現環境基本計画の見直しに当たり、平成 28 年 1 月に実施したアンケート調査結果では、現環境基本計画の策定時に比べて、「公害のまち」というイメージを持っている市民が約 2 割減少したものの、依然として多くの市民が市の環境に対する悪いイメージを持っています。 このため、本市の環境の改善が図られていることが実感できる正しい情報の発信が重要であり、本プロジェクトを最も優先的な取組とし、市が実施の大気・水質測定などの結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を、市広報や市のホームページをはじめ、さまざまな情報媒体を活用して、市民にわかりやすい情報の発信や提供に積極的に取り組みます。 また、こうした環境情報の積極的な発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることが市内外に認識されるとともに、現在の本市の大気の状態などが他自治体と比較してあまり変わらない状況であることが理解され、市の環境に対する悪いイメージの払しょくにつながります。									
	取組計画	取 組	年 度							
			H28	H29	H30	R 元	R2			
		①「大竹市環境白書」の充実及び定期的な発行								
		②各団体などの環境保全活動情報の発信								
③事業所などの環境保全活動情報の発信										
④環境出前講座情報などの発信										
実施状況	⑤計画の進捗状況のわかりやすく効果的な発信									
	取組の内容	具体的な内容（R 元）								
	①「大竹市環境白書」の充実及び定期的な発行	「大竹市環境白書」の発行								
	②各団体などの環境保全活動情報の発信									
	③事業所などの環境保全活動情報の発信	公害防止協定締結事業所からの報告データ等の「大竹市環境白書」を通じての公表、コイ・こいフェスティバルにおいて事業所が行う環境保全活動を PR								
	④環境出前講座情報などの発信									
	⑤計画の進捗状況のわかりやすく効果的な発信	「大竹市環境白書」への掲載、コイ・こいフェスティバルでの出展、出前講座の実施により公表								

(2) 優先順位2：環境パートナーシッププロジェクト

目 標		令和 2 (2020) 年度までに市民・事業者・環境関係団体・教育機関・市の連携体制を確立します。					
施策の概要	本プロジェクトは、本市の環境保全活動を積極的に推進していくため、市民、事業者、市が連携して取り組む体制を構築します。 また、市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会などの環境保全活動を行っている団体がありますが、各団体は個々で活動しており、団体間の連携や市との連携も少ない状況です。 本市の環境保全にとって、より実効性の高い施策を推進する観点から、今回の見直しにより本重点施策（重点プロジェクト）を優先順位の上位に位置づけたところであり、今後、積極的に取組を進めます。 このため、市が主体となり、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校など、市民、事業者、環境関係団体、教育機関及び行政が相互に連携し、環境保全活動が積極的に展開できる仕組みを構築します。						
	取組計画	取 組	年 度				
			H28	H29	H30	R 元	R2
		① 各団体と市の連携の場の構築					
		② 事業者と市の連携の場					
③ 学校・公民館などへの情報の提供							
実施状況	④ 環境土前講座の講師登録制度の研究						
	取組の内容	具体的な内容（R 元）					
	① 各団体と市の連携の場の構築						
	② 事業者と市の連携の場	工場及び事業所との連携による工場周辺一斉清掃活動の実施、環境連絡協議会への出席、コイ・こいフェスティバルにおいて協働によるコーナー出展					
	③ 学校・公民館などへの情報の提供	学校、公民館、自治会等へのチラシ、回覧等の配布による環境保全活動に関する情報の提供					
	④ 環境土前講座の講師登録制度の研究						



(3) 優先順位3：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト

目 標		平成 21 (2009) 年度に 150 ヲ所あった不法投棄箇所を令和 2 (2020) 年度までに 30 ヲ所に削減します。					
施策の概要	本プロジェクトでは、市内での不法投棄・ポイ捨ての撲滅を目指します。 不法投棄の実態を巡回パトロールなどにより適確に把握し、地域や学校を通じ、また、ごみ収集カレンダーや市広報への掲載、ホームページの活用などで市民に広く周知することで、不法投棄されない環境づくりを整えます。 また、不法投棄・ポイ捨て対策については、関係機関との連携が不可欠です。このため、大竹市自治会連合会、大竹警察署、大竹市公衆衛生推進協議会及び庁内関係部局で構成する「大竹市不法投棄対策連絡会」などを活用し、連携の強化を図ります。						
							
	取組計画	取 組	年 度				
			H28	H29	H30	R 元	R2
① 実態の把握							
② パトロールマニュアルの見直し及び充実							
③ 周知・啓発							
④ 巡回パトロールや監視の強化							
⑤ 関係機関との連携							
⑥ 市民監視員などとの連携の強化							
⑦ ポイ捨て条例の検討							
実施状況	取組の内容	具体的な内容 (R 元)					
	① 実態の把握						
	巡回パトロールによる市域内の不法投棄・ポイ捨てなどの状況の把握	不法投棄監視員が巡回パトロールを行い、調査後、投棄者が半明した場合、警察に通報					
	不法投棄・ポイ捨てマップ及び重点警戒区域の更新	不法投棄・ポイ捨てマップ及び重点警戒区域の更新					
	② 不法投棄巡回パトロールマニュアルの現状に即した効果的なマニュアルへの見直し及び充実	不法投棄巡回パトロールマニュアルの見直し及び充実					
	③ 周知・啓発	地域・学校などでの周知、市広報やホームページでの周知					
	④ 不法投棄の巡回パトロールや監視の強化	不法投棄が頻発する場所への不法投棄監視カメラの設置					
	⑤ 自治会・警察・公衆衛生推進協議会・庁内関係部局・県などとの連携	大竹市不法投棄対策連絡会、広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会による連携の強化					
⑥ 自治会、公衆衛生推進協議会などによる市民監視員などとの連携の強化	公衆衛生推進協議会内の不法投棄防止専門委員会との不法投棄防止合同パトロールの実施						
⑦ ポイ捨て条例の検討							



(4) 優先順位4：花いっぱい運動プロジェクト

目 標		市民・事業者などが自主的に維持管理する公共的空間の花壇などを、令和2(2020)年度までに30ヵ所に増やします。					
施策の概要	本プロジェクトは、自治会、シニアクラブ、各団体、事業者などが地域の環境美化のため自主的な活動として公園、学校、空き地、河川敷などの公共的空間に花を植えることで、景観の向上を図り、花いっぱいの潤いあるきれいで快適なまちづくりを推進します。 市内の公園については、現在も自治会などの協力により草刈や清掃などの地域での環境美化活動が進められ、市は、物品の支給や備品の貸出などの支援を行っています。 また、その他にも自主的に道路沿道などに花壇などを整備している各団体や公衆衛生推進協議会が実施しているアドプト制度に取り組んでいる団体もあります。 しかしながら、多くの団体は、毎年の花の種代などの資金面の確保などで管理を持続することが困難な状況にあります。 本プロジェクトにおいて、持続可能な花壇づくりを支援する仕組みの構築など、参加団体の拡大に向けた効果的な実施方法などについて検討します。						
	取組計画	取 組	年 度				
			H28	H29	H30	R 元	R2
		① 実態調査					
		② 実施内容の検証及び効果的な実施方法などの検討					
③ 実施及び参加拡大への積極的な啓発							
実施状況	取組の内容		具体的な内容（R 元）				
	① 実態調査						
		実態の把握 （市内の状況を把握）					
		公園・道路などの関係部局との調整	公園・道路等における花壇の整備が可能な場所に係る庁内関係課との協議・調整				
		他自治体の事例の研究					
	② 実施内容の検証及び効果的な実施方法などの検討		公衆衛生推進協議会が設置している花いっぱい運動専門委員会との実施に向けた協議・検討				
	③ 実施及び参加拡大への積極的な啓発		公衆衛生推進協議会が行う花いっぱい運動の支援				



(5) 優先順位 5 : 臭気対策検討プロジェクト

目 標		令和 2 (2020) 年度までに臭気対策に対する方向性を確立します。				
施策の概要	本プロジェクトは、市内で臭いを感じる場所や臭いの強さ・種類などの現況把握をはじめとして、他自治体における悪臭対策への取組状況の調査、専門家による意見などを参考に、臭気の解消、改善への最も効果的な方法などについて検討を進めます。 その際、臭気対策検討会の設置の必要性、また臭気の解消・改善のための方法として、臭気指数規制の導入の是非や「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否などについて検討し、具体的な方針を決定します。 また、市民・事業所・市において、臭気対策に関する話し合いの機会を積極的に持つことで、臭気解消への連携した取組、併せて事業所独自の更なる取組を推進します。					
	取組計画	取 組	年 度			
		H28	H29	H30	R 元	R2
① 調査・研究						
② 臭気対策検討会設置の必要性の検討						
③ 臭気指数規制の導入の是非の検討						
④ 「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否の検討						
実施状況	④ 市民・事業所・市の連携					
	取組の内容	具体的な内容（R 元）				
	① 調査・研究					
	環境監視パトロールによる市内の悪臭状況の把握					
	悪臭マップの作成					
	他自治体の臭気対策の取組の調査研究					
	専門家からの意見を聴取					
	② 臭気対策検討会設置の必要性の検討	大竹市環境審議会内への臭気対策専門部会の設置を検討				
	③ 臭気指数規制の導入の是非の検討					
	④ 市民・事業所・市の連携					



第1節 大気汚染

1 監視体制

本市では、一般環境測定局1局と市大気汚染測定5地点の合計6測定局で、光化学オキシダントや窒素酸化物など、各種汚染物質の監視・測定を行っています(図表3-1-1及び3-1-2)。

補足メモ

大気に関する物質を表す単位は ppm や ppb を用います。

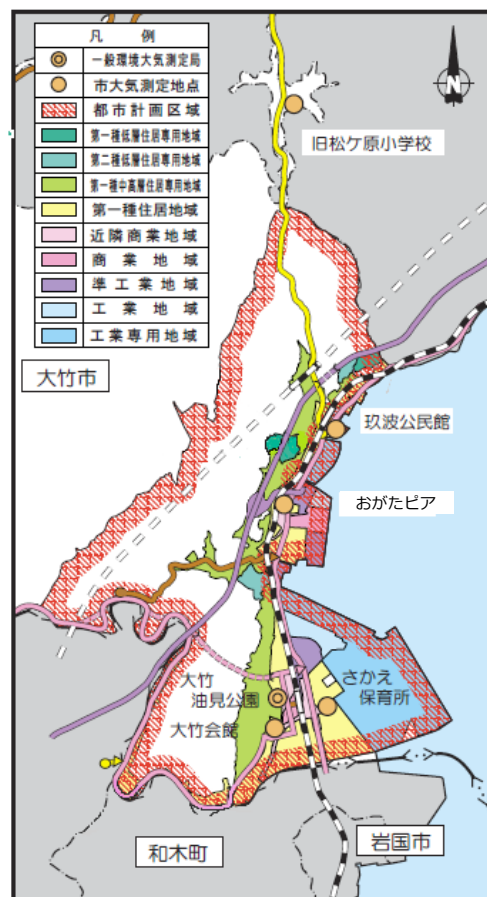
ppm …100 万分の 1

ppb …10 億分の 1

▶ 1ppm は 1ppb の 1000 倍の数値

(例) 1 ppm の体積は 1 m³中に 1 cm³含まれることを表します。

■図表 3-1-1 大気汚染監視測定局の位置図



■図表 3-1-2 大気汚染監視測定体制

地点名	地番	用途地域	測定項目									
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ふんじん	気象			オキシダント	降下ばいじん	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
			自動測定器	自動測定器	簡易測定法	ハイボリウム	風向・風速	温度・湿度	日射			
玖波公民館	玖波2丁目	1種住居			○					○		
おがたピア (旧小方公民館)	小方1丁目	近隣商業			○					○		
さかえ保育所	西栄3丁目	1種住居			○					○		
油見公園	油見3丁目	1種住居	◎	◎			◎	◎	◎		◎	◎
大竹会館	本町1丁目	1種住居			○	○				○		
旧松ヶ原小学校	松ヶ原町	都市計画区域外			○							
管理主体			県	県	市	市	県	県	県	市	県	県

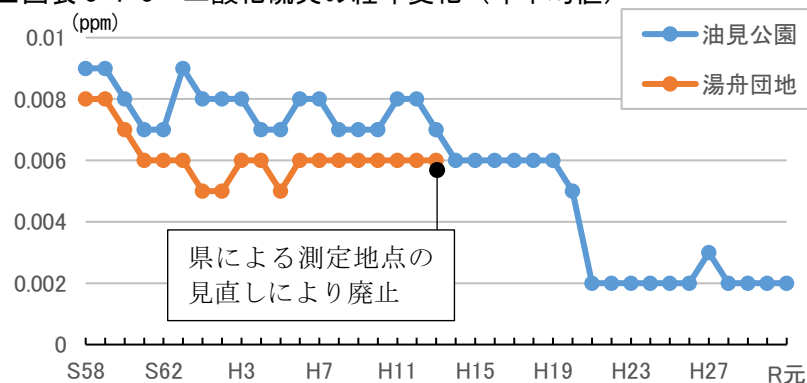
※◎はテレメーター接続。

2 現状

(1) 硫黄酸化物

二酸化硫黄の経年変化は図表 3-1-3 のとおりです。令和元(2019)年度の二酸化硫黄濃度は日平均値の 2% 除外値は 0.004ppm で、0.04ppm を下回り、環境基準に適合しています(図表 3-1-4)。

■図表 3-1-3 二酸化硫黄の経年変化(年平均値)



■図表 3-1-4 二酸化硫黄の環境基準との比較

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた		日平均値が0.04ppmを超えた		2日以上連続の有無	環境基準適否
					時間数	%	日数	%		
油見公園	356	8,500	0.002	0.004	0	0.0	0	0.0	無	適

環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、1時間値が0.1ppm以下であること。
※日平均値の2%除外値と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

詳細データ

二酸化硫黄濃度月別測定結果表(導電率法)

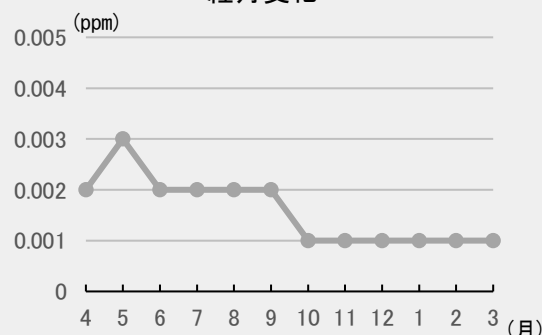
項目	月	令和元年									令和2年			年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
有効測定日数		30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	29	22	356
測定時間		714	738	713	733	738	715	735	714	737	735	690	538	8,500
平均値 (ppb)		2	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1.7
1時間最高値 (ppb)		13	19	15	15	37	11	12	11	9	6	11	13	37
日平均値最高値 (ppb)		4	7	4	6	4	3	3	3	3	2	4	4	7
1時間値が0.1ppmを超えた時間数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二酸化硫黄時間別平均濃度比較表(単位:ppb)

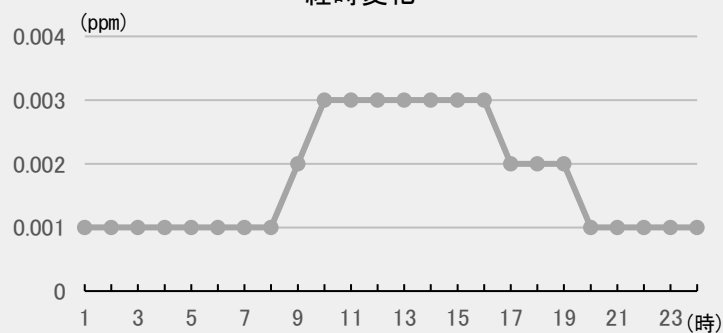
時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
暖房期	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1.4
非暖房期	1	1	1	1	1	1	1	1	3	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	2.1
年間平均	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1.8

※非暖房期: 4月~10月, 暖房期: 11月~3月

経月変化



経時変化



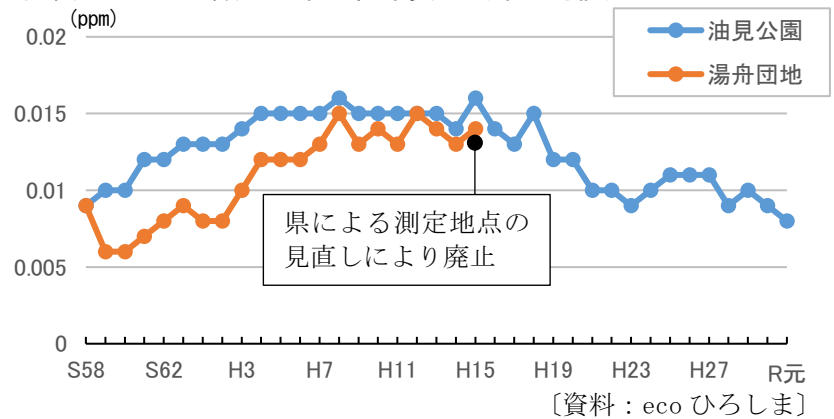
第3章 環境の概要

(2) 窒素酸化物

二酸化窒素の経年変化は図表 3-1-5 のとおりです。令和元(2019)年度の二酸化窒素濃度は日平均値の 98%値は 0.019ppm で、0.04ppm を下回り、環境基準に適合しています(図表 3-1-6)。

※環境基準が設定されているのは二酸化窒素のみ。

■図表 3-1-5 二酸化窒素の経年変化(年平均値)



■図表 3-1-6 二酸化窒素の環境基準との比較

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値(ppm)	日平均値の98%値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた		日平均値が0.04ppm以上で0.06ppm以下		環境基準適合
					日数	%	日数	%	
油見公園	359	8,565	0.008	0.019	0	0.0	0	0.0	適

環境基準

1 時間値の日平均値 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
※日平均値の年間 98%値と比較して評価を行う。

詳細データ

二酸化窒素濃度測定結果表(吸光光度法)

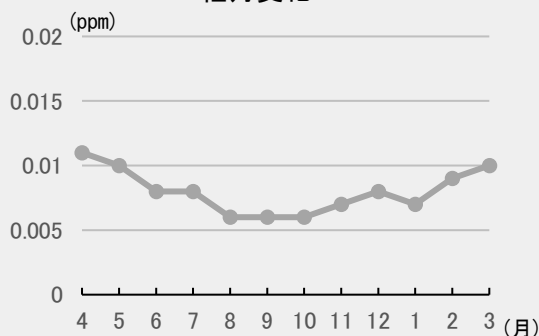
項目	月	令和元年									令和2年			年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
有効測定日数		30	31	28	31	30	29	31	30	29	31	29	30	359
測定時間		711	731	694	732	729	696	730	708	693	733	686	722	8,565
平均値(ppb)		11	10	8	8	6	6	6	7	8	7	9	10	8.0
1 時間最高値(ppb)		45	42	34	26	26	36	19	29	28	30	41	51	51
日平均値最高値(ppb)		25	19	14	14	10	13	11	12	19	19	22	28	28
有効日平均値が0.06ppmを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二酸化窒素時間別平均濃度比較表(単位:ppb)

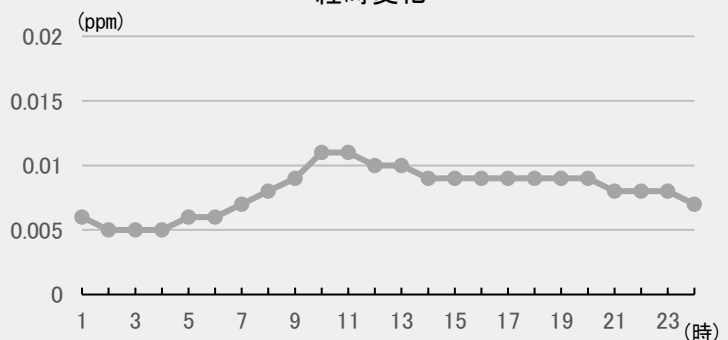
時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
暖房期	7	6	6	6	6	6	8	8	8	9	9	10	9	9	9	9	9	10	10	10	10	9	9	8	8.3
非暖房期	5	5	5	5	5	5	6	7	10	12	12	11	10	9	9	9	9	9	8	8	7	7	6	6	7.8
年間平均	6	5	5	5	6	6	7	8	9	11	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	7	8.0

※非暖房期: 4月~10月, 暖房期: 11月~3月

経月変化



経時変化



補足データ

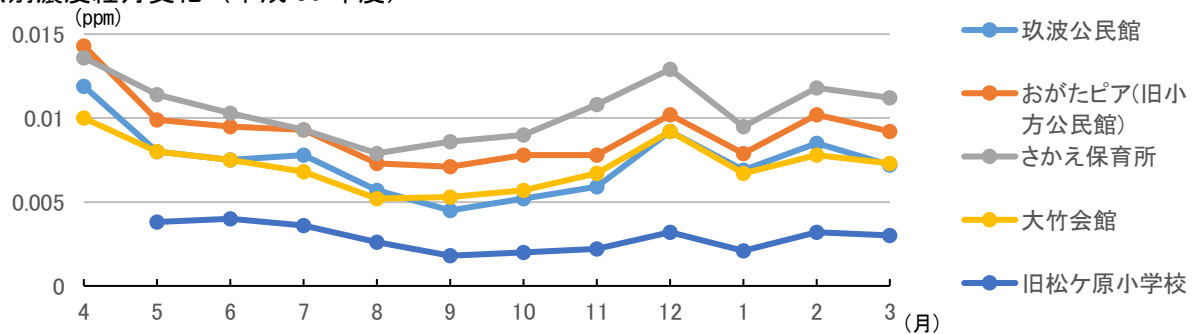
●二酸化窒素[簡易測定法による測定]

地点別濃度比較表 (単位:ppb)

測定地点	月	令和元年								令和2年			年間	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
玖波公民館		11.9	8.0	7.5	7.8	5.7	4.5	5.2	5.9	9.2	6.9	8.5	7.2	7.4
おがたピア(旧小方公民館)		14.3	9.9	9.5	9.3	7.3	7.1	7.8	7.8	10.2	7.9	10.2	9.2	9.2
さかえ保育所		13.6	11.4	10.3	9.3	7.9	8.6	9.0	10.8	12.9	9.5	11.8	11.2	10.5
大竹会館		10.0	8.0	7.5	6.8	5.2	5.3	5.7	6.7	9.2	6.7	7.8	7.3	7.2
旧松ヶ原小学校		*	3.8	4.0	3.6	2.6	1.8	2.0	2.2	3.2	2.1	3.2	3.0	2.9
全市平均		12.5	8.2	7.8	7.4	5.7	5.5	5.9	6.7	8.9	6.6	8.3	7.6	7.4

*採取機器の喪失により欠測

●地点別濃度経月変化(平成30年度)



●一酸化窒素及び窒素酸化物[測定地点：油見公園]

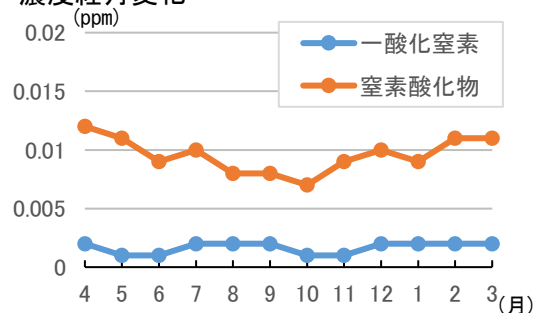
月別濃度測定結果表

物質測定	項目	令和元年										令和2年			年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
一酸化窒素	有効測定日数	30	31	28	31	30	29	31	30	29	31	29	30	359	
	測定時間	711	731	694	732	729	696	730	708	693	733	686	722	8,565	
	平均値(ppb)	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1.7	
	1時間最高値(ppb)	26	15	22	30	25	21	11	28	46	25	34	26	46	
	日平均値最高値(ppb)	4	2	3	9	6	5	3	4	14	7	7	7	14	
窒素酸化物	有効測定日数	30	31	28	31	30	29	31	30	29	31	29	30	359	
	測定時間	711	731	694	732	729	696	730	708	693	733	686	722	8,565	
	平均値(ppb)	12	11	9	10	8	8	7	9	10	9	11	11	9.6	
	1時間最高値(ppb)	57	51	41	53	45	53	29	57	66	44	65	77	77	
	日平均値最高値(ppb)	27	20	16	21	14	18	13	16	28	26	29	35	35	

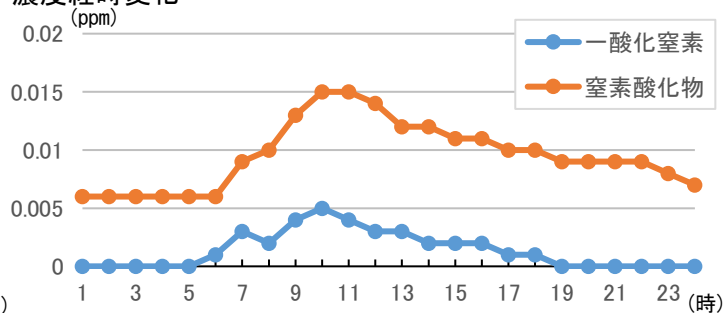
時間別平均濃度比較表(単位:ppb)

測定物質	時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
		0	0	0	0	0	1	3	2	4	5	4	3	3	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1.5
窒素酸化物		6	6	6	6	6	6	9	10	13	15	15	14	12	12	11	11	10	10	9	9	9	9	8	7	9.5

濃度経月変化



濃度経時変化

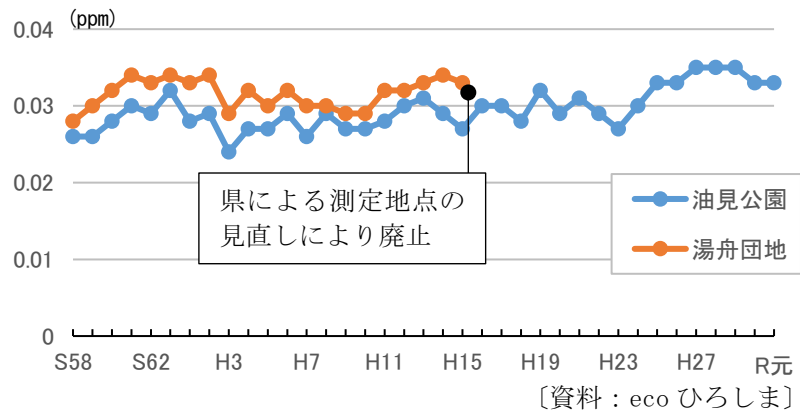


第3章 環境の概要

(3) オキシダント

光化学オキシダントの経年変化は図表 3-1-7 のとおりです。光化学オキシダントは、全国的に環境基準の達成が難しい項目であり、本市においても、令和元(2019)年度も達成できていません(図表 3-1-8)。

■図表 3-1-7 光化学オキシダントの経年変化(昼間の年平均値)



■図表 3-1-8 光化学オキシダントの環境基準との比較

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた		昼間の1時間値の最高値(ppm)	環境基準適否
				日数	%	日数	%		
油見公園	366	5,443	0.033	74	20.2	0	0.0	0.115	否

環境基準

1時間値 0.06ppm 以下であること。
※ 1時間値の最高値と比較して評価を行う。

補足データ

オキシダント情報等の発令状況

	H27	H28	H29	H30	R元
情報	2	3	1	1	2
注意報	1	0	0	0	0

発令基準

1時間値が
0.10ppm 以上 情報
0.12ppm 以上 注意報
0.40ppm 以上 警報

詳細データ

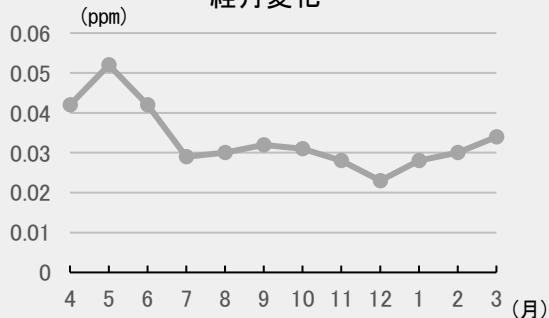
光化学オキシダント濃度測定結果表

項目	月	令和元年									令和2年			年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
昼間の測定日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
昼間の測定時間		709	730	714	737	736	714	734	713	735	737	690	736	8,685
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数		12	22	15	7	9	5	2	1	0	0	0	1	74
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間		49	148	73	37	48	28	4	1	0	0	0	1	389
昼間の1時間値の最高値(ppb)		88	115	87	80	93	83	69	63	46	51	55	61	115
昼間の日最高1時間値の月間平均値(ppb)		57	72	59	45	50	50	45	40	33	37	41	46	47.9
昼間の月平均値(ppb)		42	52	42	29	30	32	31	28	23	28	30	34	33.4

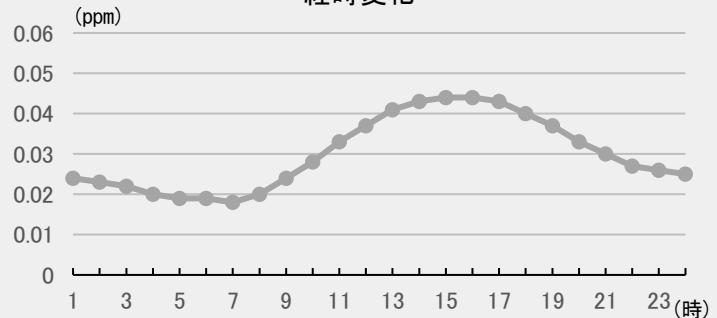
光化学オキシダント時間別平均濃度比較表(単位:ppb)

時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
濃度	24	23	22	20	19	19	18	20	24	28	33	37	41	43	44	44	43	40	37	33	30	27	26	25	30.0

経月変化



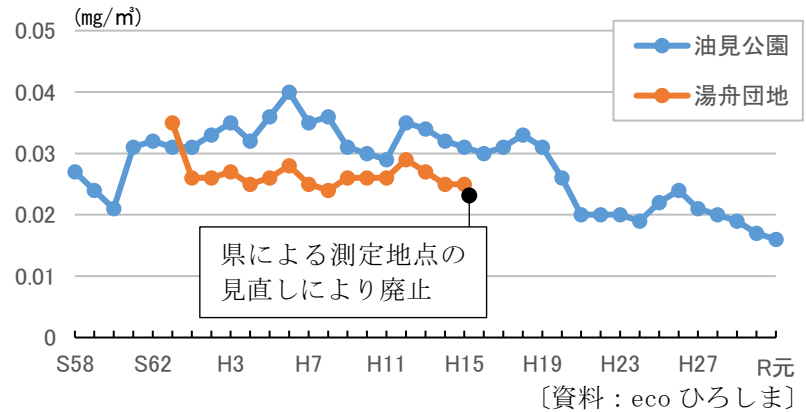
経時変化



(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の経年変化は図表 3-1-9 のとおりです。令和元(2019)年度の浮遊粒子状物質濃度は日平均値の2%除外値は0.039 mg/m³で、0.10 mg/m³を下回り、環境基準に適合しています(図表 3-1-10)。

■図表 3-1-9 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)



■図表 3-1-10 浮遊粒子状物質の環境基準との比較

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた		1時間値の最高値 (mg/m ³)	環境基準 適否
					時間数	%	日数	%		
油見公園	362	8,669	0.016	0.039	0	0.0	0	0.0	0.079	適

環境基準

日平均値 0.10 mg/m³ 以下であり、1時間値 0.20 mg/m³ 以下であること。

※日平均値の2%除外値と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

詳細データ

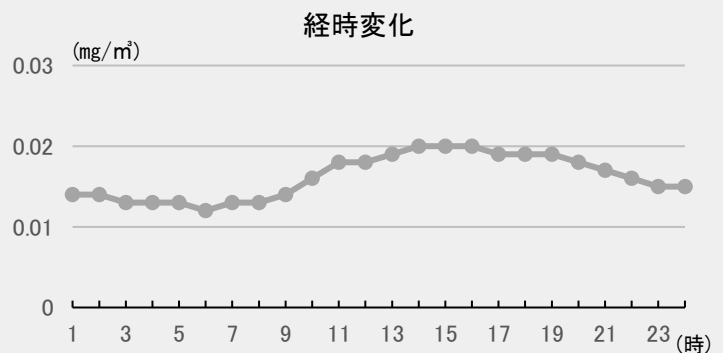
浮遊粒子状物質濃度測定結果表

項目	月	令和元年									令和2年			年間
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
有効測定日数		30	31	30	31	31	26	31	30	31	31	29	31	362
測定時間		718	743	717	738	740	639	738	719	740	743	692	742	8,669
平均値(μg/m ³)		19	21	20	21	23	15	13	12	11	10	13	14	16.0
1時間最高値(μg/m ³)		73	63	66	64	79	50	52	43	41	36	52	51	79
日平均値最高値(μg/m ³)		43	39	40	39	55	34	35	26	22	28	30	26	55
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質時間別平均濃度比較表(単位: μg/m³)

時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
暖房期	11	10	10	10	9	9	10	9	10	11	12	14	15	16	15	15	16	15	15	13	13	13	12	11	12.2
非暖房期	16	16	16	16	15	15	15	15	18	20	21	22	22	23	23	23	22	21	21	21	20	19	18	17	18.9
年間平均	14	14	13	13	13	12	13	13	14	16	18	18	19	20	20	20	19	19	19	18	17	16	15	15	16.1

※非暖房期: 4月~10月, 暖房期: 11月~3月

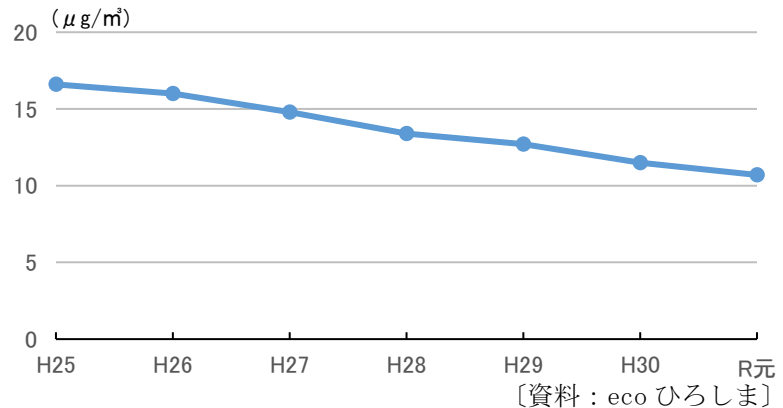


第3章 環境の概要

(5) 微小粒子状物質[PM2.5]

微小粒子状物質の経年変化は図表3-1-11のとおりです。令和元(2019)年度の微小粒子状物質濃度の年平均値は $10.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ で $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回り、また日平均値の98%値も $26.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ で $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回り、環境基準に適合しています(図表3-1-12)。

■図表3-1-11 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)



■図表3-1-12 微小粒子状物質の環境基準との比較

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた		環境基準 適合否
					日数	%	
油見公園	360	8,649	10.7	26.9	0	0	適

環境基準

年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
※日平均値は年間98%値と比較して評価を行う。

詳細データ

微小粒子状物質濃度測定結果表

項目	月	令和元年								令和 2 年			年間	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
有効測定日数		30	31	30	31	31	26	31	28	31	31	29	31	360
測定時間		718	743	719	740	741	638	742	691	742	743	692	740	8,649
平均値(μg/m³)		13	14	14	13	12	8	7	9	9	9	11	8	10.6
1時間最高値(μg/m³)		49	40	48	37	41	27	32	35	36	31	44	34	49
日平均値最高値(μg/m³)		29	28	31	26	27	19	23	20	18	24	26	19	31
日平均値が 35 μg/m³ を超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

微小粒子状物質時間別平均濃度比較表(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均
暖房期	8	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	10	10	11	11	12	12	11	11	10	10	9	9	9.3
非暖房期	10	10	10	9	9	9	9	10	11	12	12	13	13	13	14	14	14	14	14	13	12	11	11	10	11.6
年間平均	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	11	11	12	12	13	13	13	13	13	12	11	11	10	10	10.6

※非暖房期: 4月~10月, 暖房期: 11月~3月



(6) 大気汚染公害苦情件数

大気汚染公害苦情件数の経年変化は、図表 3-1-13 のとおりです。苦情件数のほとんどは野焼き（廃棄物等の野外焼却）で占められています。

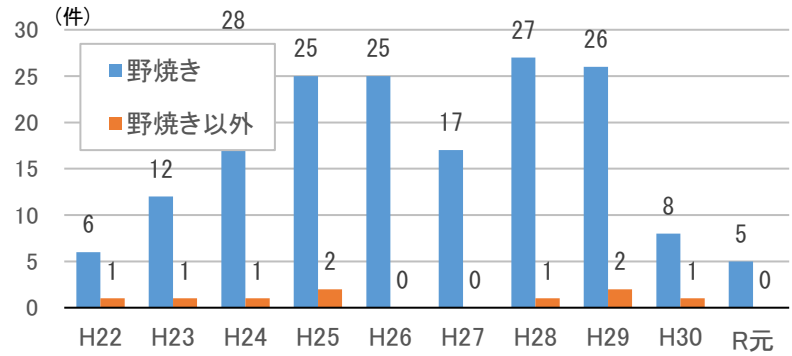
(7) 酸性雨

令和元(2019)年度の pH の平均値は、おおむね 4.7 前後で推移し、酸性雨とされる pH が観測されています。

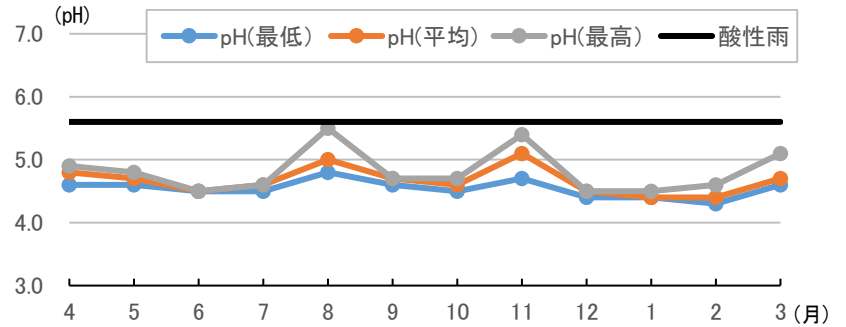
補 足 メ モ

大気中の二酸化炭素が十分溶解込んだ場合の pH が 5.6 であるため、これが酸性雨の一つの目安となる。

■図表 3-1-13 大気汚染公害苦情件数



■図表 3-1-14 雨水 pH の経月変化



第 2 節 水質汚濁

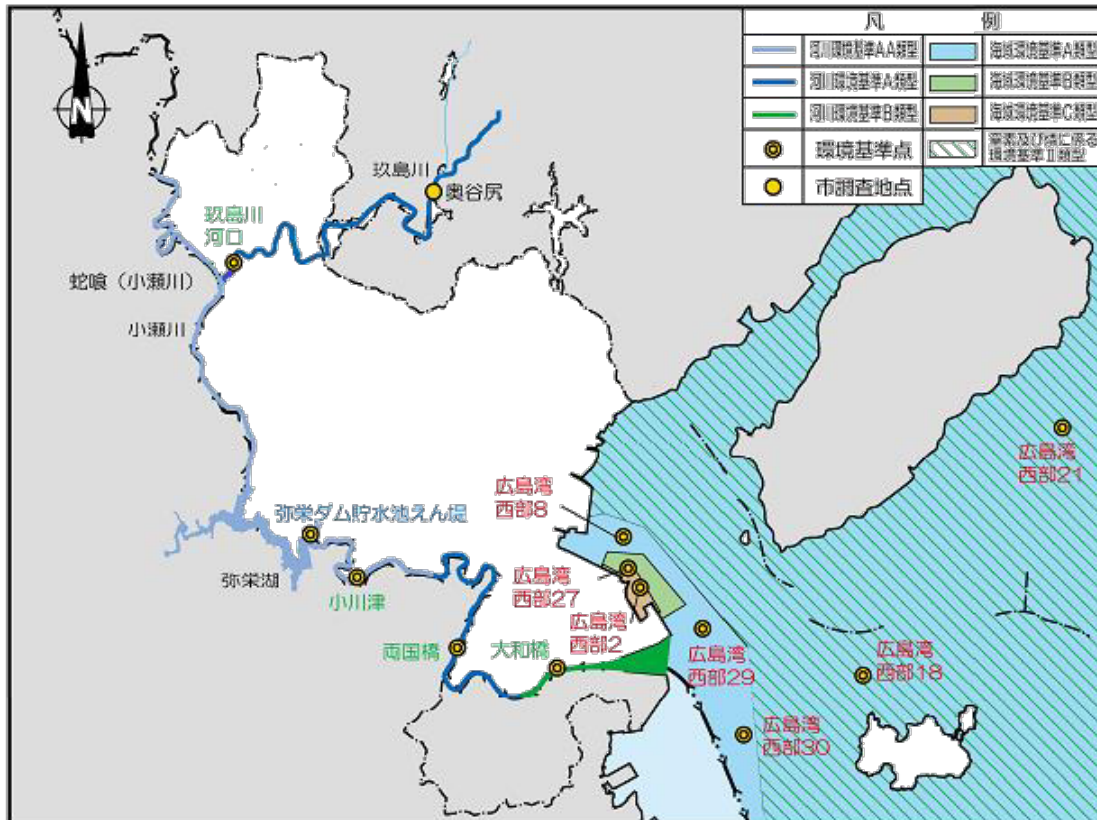
1 監視体制

本市では、市調査地点 1 地点、県調査地点 11 地点の合計 12 地点で、DO（溶存酸素量）、COD

（化学的酸素要求量）、BOD（生物化学的酸素要求量）など各種項目の監視・測定を行っています（図表 3-2-1）。

※広島湾西部 2 の調査点は埋立により消失

■図表 3-2-1 水質汚濁監視・測定点の位置図



2 現状

■図表 3-2-2 BOD の環境基準との比較

(1) 河川

BOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化は図表 3-2-3～3-2-5 のとおりです。

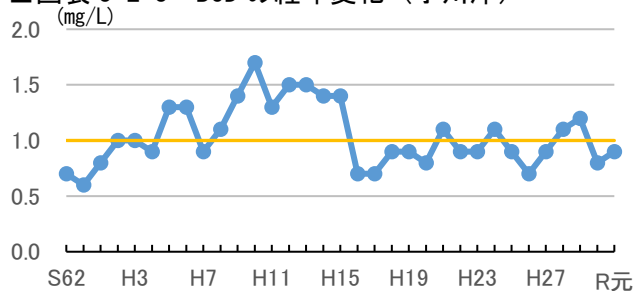
令和元（2019）年度の BOD は、図表 3-2-2 に示すとおり、全ての地点で環境基準に適合しています。

水系名	測定地点名	類型	BOD75%値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
小瀬川	小川津	AA	0.9	1 以下	適
	両国橋	A	1.1	2 以下	適
	大和橋	B	1.2	3 以下	適
	玖島川河口	A	0.6	2 以下	適

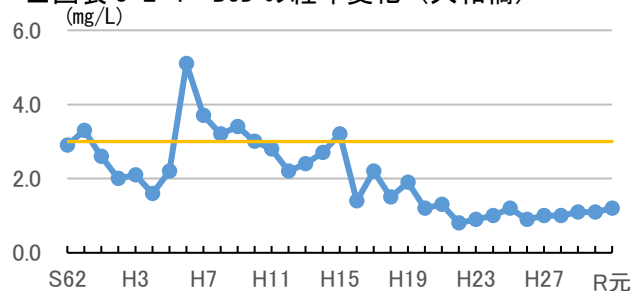
[資料：eco ひろしま]

※環境基準については資料編 P9 を参照。

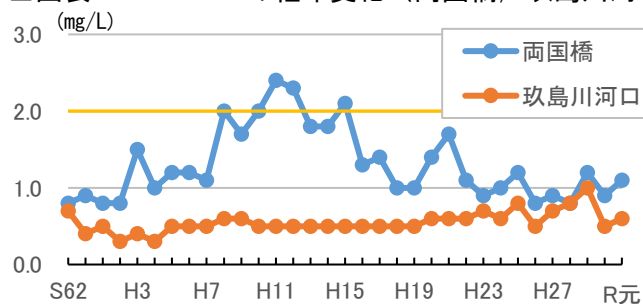
■図表 3-2-3 BOD の経年変化（小川津）



■図表 3-2-4 BOD の経年変化（大和橋）



■図表 3-2-5 BOD の経年変化（両国橋、玖島川河口）



▶測定値が報告下限値未満の場合は「<(報告下限値)」と記す。
▶「m」は環境基準を達成しない検体数を、「n」は総検体数を表す。

詳細データ

河川測定地点別汚濁状況

項目	小川津		両国橋		大和橋		玖島川河口	
	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
pH	6.9～7.6	0/12	7.0～7.6	0/12	6.9～7.8	0/24	7.1～7.6	0/12
DO (mg/L)	7.8～11.0	0/12	8.1～12.0	0/12	8.0～12.0	0/24	8.1～11.0	0/12
BOD (mg/L)	<0.5～1.6	1/12	<0.5～1.3	0/12	<0.5～1.4	0/24	<0.5～0.7	0/12
SS (mg/L)	<1～1.0	0/12	<1～4.0	0/12	<1～3.0	0/24	<1～1.0	0/12
大腸菌群数 (MPN/100ml)	230～17,000	12/12	110～17,000	8/12	70～33,000	6/24	2～13,000	5/12

[資料：eco ひろしま]

補足データ

▶市調査結果（令和元年度）

測定場所	奥谷尻
水系名	小瀬川
類型	A
BOD75%値	0.7mg/L
環境基準適否	適

項目	平均	最大	最少
pH	7.5	7.6	7.2
DO (mg/L)	9.4	11.0	8.1
BOD (mg/L)	0.4	0.8	<0.5
SS (mg/L)	0.4	1.0	<1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,926	7,900	23

(2) 海域

ア COD(化学的酸素要求量)

COD の経年変化は図表 3-2-7～3-2-8 のとおりです。

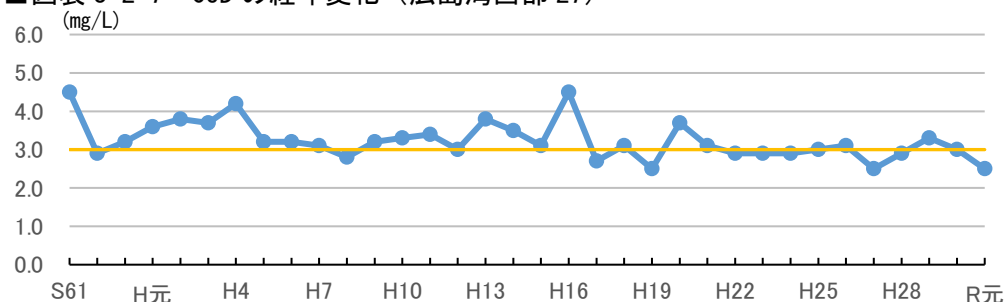
令和元(2019)年度の COD は、図表 3-2-6 に示すとおり、広島湾西部 27 では環境基準に適合していますが、それ以外の調査地点では適合していません。

■図表 3-2-6 COD の環境基準との比較

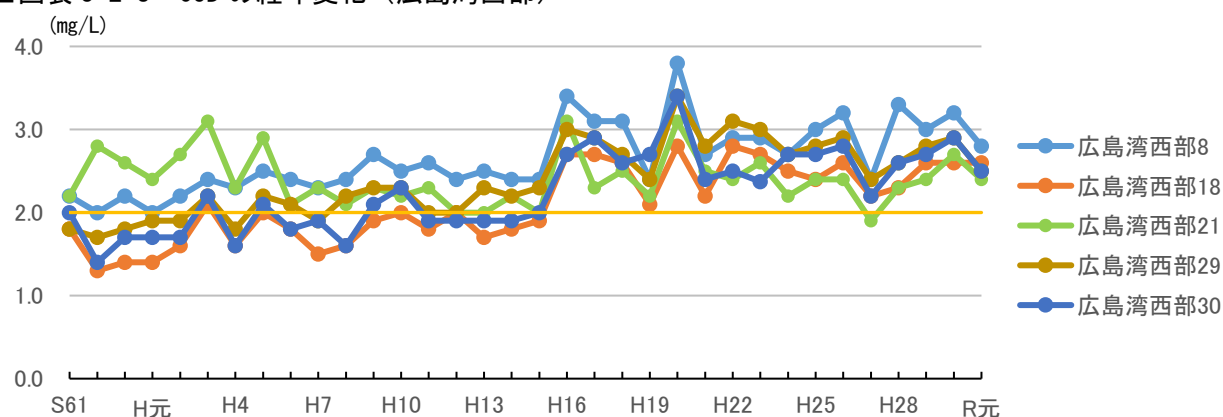
測定地点名	27	8	18	21	29	30	類型	COD75%値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
広島湾西部							B	2.5	3 以下	適
							A	2.8	2 以下	否
								2.6		否
								2.4		否
								2.5		否
								2.5		否

[資料：eco ひろしま]

■図表 3-2-7 COD の経年変化 (広島湾西部 27)



■図表 3-2-8 COD の経年変化 (広島湾西部)



詳細データ

海域測定地点別汚濁状況

項目	広島湾西部 8		広島湾西部 18		広島湾西部 21	
	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
pH	7.8～8.3	0/36	8.0～8.3	0/36	7.8～8.3	0/36
DO (mg/L)	5.3～9.4	14/36	5.1～8.6	21/36	5.5～8.8	22/36
COD (mg/L)	1.7～4.0	26/36	1.6～3.6	17/36	1.4～3.6	19/36
油分等 (n-ヘキサン) (mg/L)	<0.5～<0.5	0/2	<0.5～<0.5	0/2	<0.5～<0.5	0/2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	<2～14	0/12	<2～4	0/12	<2～13	0/2

項目	広島湾西部 27		広島湾西部 29		広島湾西部 30	
	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
pH	7.9～8.3	0/36	8.0～8.3	0/36	7.9～8.2	0/36
DO (mg/L)	4.6～9.8	1/36	5.9～9.1	19/36	5.7～8.8	21/36
COD (mg/L)	1.4～3.5	4/36	1.3～3.5	22/36	1.5～3.5	20/36
油分等 (n-ヘキサン) (mg/L)	<0.5～<0.5	0/2	<0.5～<0.5	0/2	<0.5～<0.5	0/2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	<2～49	0/12	<2～240	0/12	<2～79	0/12

[資料：eco ひろしま]

第3章 環境の概要

イ 全窒素

全窒素の経年変化は図表3-2-10のとおりです。

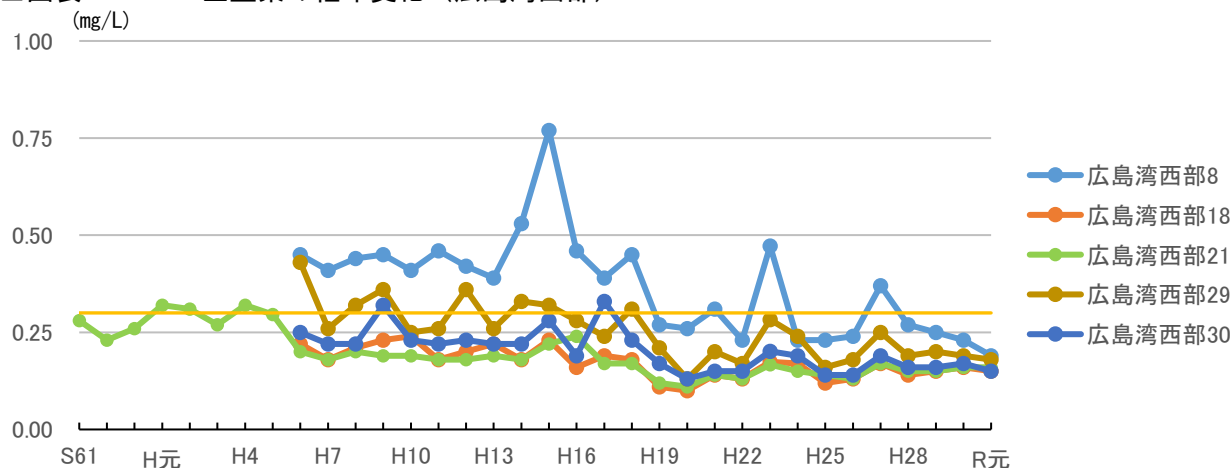
令和元(2019)年度的全窒素は、図表3-2-9に示すとおり、全ての調査地点で、年平均値0.3 mg/Lを下回り、環境基準に適合しています。

■図表 3-2-9 全窒素の環境基準との比較

測定地点名		類型	年平均値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
広島湾西部	8	Ⅱ	0.19	0.3 以下	適
	18		0.15		適
	21		0.16		適
	29		0.18		適
	30		0.15		適

[資料：eco ひろしま]

■図表 3-2-10 全窒素の経年変化（広島湾西部）



ウ 全リン

全リンの経年変化は図表3-2-12のとおりです。

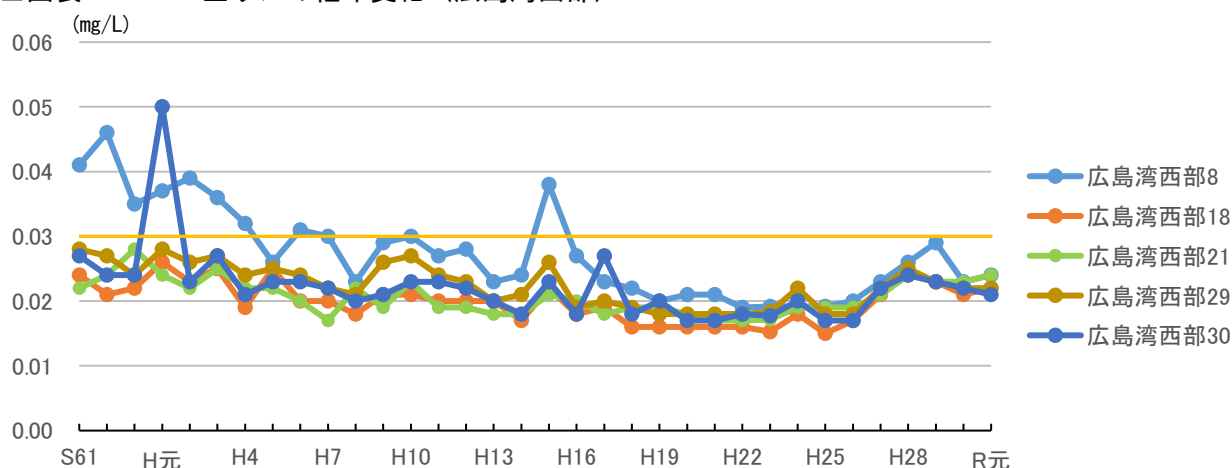
令和元(2019)年度的全リンは、図表3-2-11に示すとおり、全ての調査地点で、年平均値0.03mg/Lを下回り、環境基準に適合しています。

■図表 3-2-11 全リンの環境基準との比較

測定地点名		類型	年平均値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
広島湾西部	8	Ⅱ	0.024	0.03 以下	適
	18		0.022		適
	21		0.024		適
	29		0.022		適
	30		0.021		適

[資料：eco ひろしま]

■図表 3-2-12 全リンの経年変化（広島湾西部）



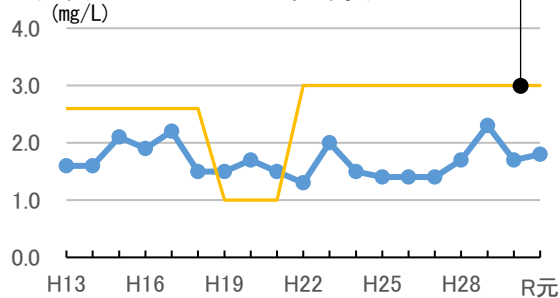
(3) 湖沼

ア COD(化学的酸素要求量)

COD の経年変化は図表 3-2-14 のとおりです。

令和元(2019)年度の COD の日間平均値の 75%値は 1.8 mg/L で、3.0mg/L を下回り、環境基準に適合しています(図表 3-2-13)。

■図表 3-2-14 COD の経年変化



■図表 3-2-13 COD の環境基準との比較

測定地点名	類型	COD75%値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
弥栄ダム貯水池えん堤	A	1.8	3 以下	適

※H13 に AA 類型指定されたが、H18 までは暫定目標 2.6mg/L。(H19 からは 1.0mg/L)
※H22.9 に AA 類型から A 類型に変更。

[資料：eco ひろしま]

詳細データ

湖沼測定地点別汚濁状況 (令和元年度)

項目	弥栄ダム貯水池えん堤	
	最小～最大	m/n
pH	6.5～8.3	0/36
DO (mg/L)	1.6～11.0	15/36
COD (mg/L)	0.9～3.0	0/36
SS (mg/L)	<1～3.0	0/36
大腸菌群数 (MPN/100ml)	0～13,000	4/36

[資料：eco ひろしま]

イ 全リン

全リンの経年変化は図表 3-2-16 のとおりです。

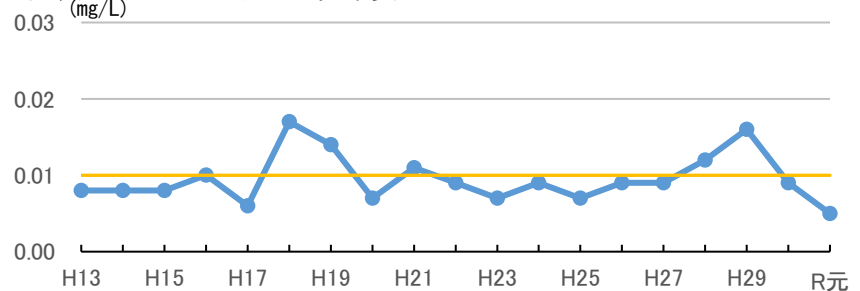
令和元(2019)年度的全リンは、年平均値は 0.005 mg/L で、0.01mg/L を下回り、環境基準に適合しています(図表 3-2-15)。

■図表 3-2-15 全リンの環境基準との比較

測定地点名	類型	年平均値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	環境基準 適否
弥栄ダム貯水池えん堤	II	0.005	0.01 以下	適

[資料：eco ひろしま]

■図表 3-2-16 全リンの経年変化

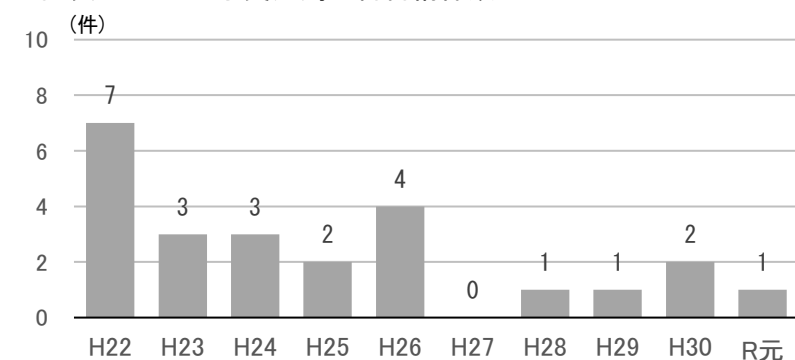


(4) 水質汚濁公害苦情件数

水質汚濁公害苦情件数の経年変化は、図表 3-2-17 のとおりです。

令和元(2019)年度の苦情件数は 1 件で、この 10 年間はほぼ横ばいです。

■図表 3-2-17 水質汚濁公害苦情件数



第3節 騒音・振動

1 監視体制

本市の環境騒音の測定地点は、一般地域 38 ケ所、道路端 6 ケ所です（図表 3-3-1）。測定は毎年半数ずつ（一般地域 19 ケ所、道路端 3 ケ所）行います。

2 現状

騒音の環境基準達成状況は、図表 3-3-4 のとおりです。令和元(2019)年度の、昼夜を合わせた環境基準達成率は、一般地域においては約 92%, 道路端においては 50%となっています。

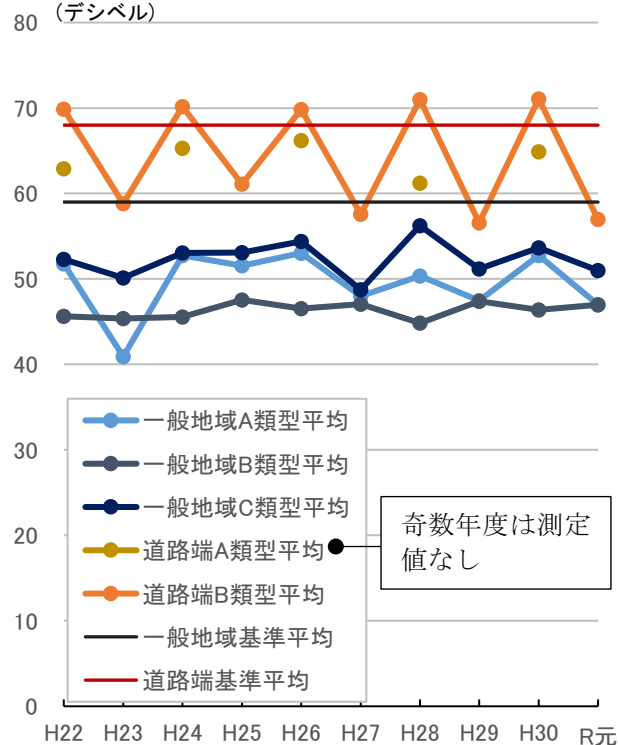
騒音・振動の公害苦情件数は、図表 3-3-3 のとおりで令和元(2019)年度は5件でした。

※環境基準については資料編 P13～21 を参照。

■図表 3-3-1 騒音測定地点

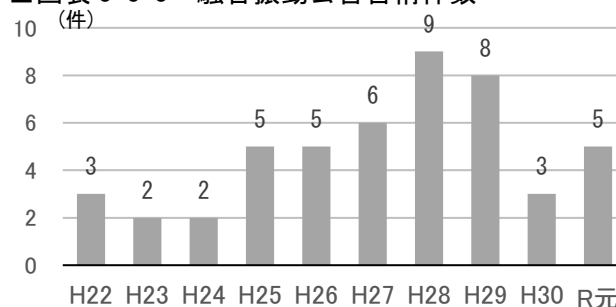


■図表 3-3-2 類型別平均値の経年変化
(デシベル)



類型ごとにさらに詳細な区分があり、グラフに示す測定値及び基準値はこれらを平均化した参考値です。令和元年度の詳細な測定値は資料編 P18～19 に掲載しています。

■図表 3-3-3 騒音振動公害苦情件数



■図表 3-3-4 環境騒音の環境基準達成状況(令和元年度)

		A 類型	B 類型	C 類型	計	
一般地域	昼間	測定件数	7	8	4	19
		達成件数	7	8	4	19
		達成率	100%	100%	100%	100%
	夜間	測定件数	1	6	1	8
		達成件数	1	2	1	4
		達成率	100%	33%	100%	50%
道路端	昼間	測定件数	—	3	—	3
		達成件数	—	3	—	3
		達成率	—	100%	—	100%
	夜間	測定件数	—	1	—	1
		達成件数	—	1	—	1
		達成率	—	100%	—	100%

※昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

第4節 悪臭

1 監視体制

「悪臭防止法」に基づく規制区域図は、図表 3-4-1 のとおりです。

本市では、「悪臭防止法」及び「悪臭公害防止対策指導要綱（平成 5(1993)年制定）」に基づく事業所などへの臭気測定の立入調査を行っています。

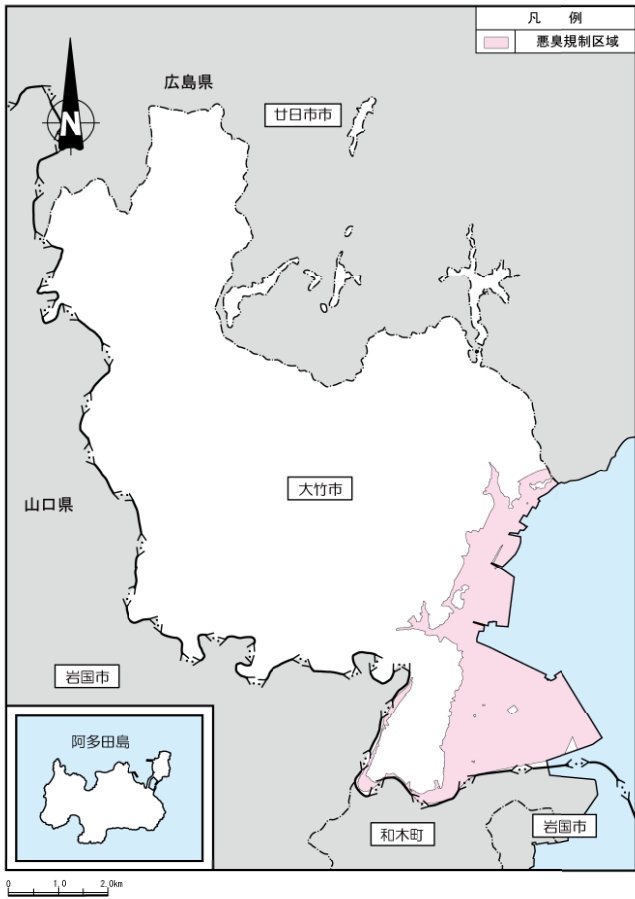
2 現状

立入調査における基準超過状況は、図表 3-4-2 のとおりです。

また、悪臭の公害苦情件数は、図表 3-4-3 のとおり、令和元(2019)年度は 2 件でした。

※基準については資料編 P22～26 を参照。

■図表 3-4-1 悪臭防止法に基づく規制区域図

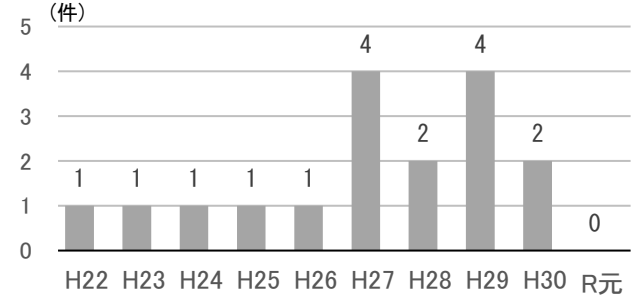


■図表 3-4-2 臭気測定基準等超過検体数

年度	該当基準	検体数
H24	悪臭公害防止対策指導要綱	2/7
H25	悪臭公害防止対策指導要綱	1/2
H26	悪臭公害防止対策指導要綱	1/6

※基準超過検体数/調査検体数

■図表 3-4-3 悪臭公害苦情件数



詳細データ

悪臭苦情月別件数の推移

月 年度	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	該当地区
H22				1									1	西栄
H23							1						1	西栄
H24									1				1	玖波
H25					1								1	立戸
H26										1			1	新町
H27			2		1		1						4	新町，立戸，玖波×2
H28		1				1							2	新町，立戸
H29			2		1						1		4	新町，立戸，小方，黒川
H30	1						1						2	白石，立戸
R元														

第5節 土壌・化学物質

1 監視体制

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が定められました。令和元年度は広島県により大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）に関する調査が実施されました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）が、平成12(2000)年3月30日から施行されています。平成21年10月1日には一部改正され、「医療業」が届出の対象業種に追加されました。対象物質も従前の354物質から462物質に変更されています。

2 現状

令和元年度ダイオキシン類環境汚染状況調査（広島県）によると、本市におけるダイオキ

シン類による汚染・汚濁状況は、すべての地点（大気、水質及び水底の底質各地点）において、環境基準に適合しています（図表3-5-1）。

令和元年度のPRTR法に基づく市内届出事業所は延べ17社あり、業種別では化学工業が7社と最も多く、次いで燃料小売業の4社、パルプ・紙・紙加工品製造業の2社、プラスチック製品製造業の1社と続きます。

特定化学物質の届出排出量^{注1)}と移動量^{注2)}は、図表3-5-2のとおりです。

令和元年度の排出量は545トンで移動量は911トンとなっています。内訳は、図表3-5-3のとおりであり、大気への排出と廃棄物としての移動が多くなっています。

大気への排出や廃棄物へ移動された特定化学物質は、図表3-5-4のとおりでした。

注1) 排出量：生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。

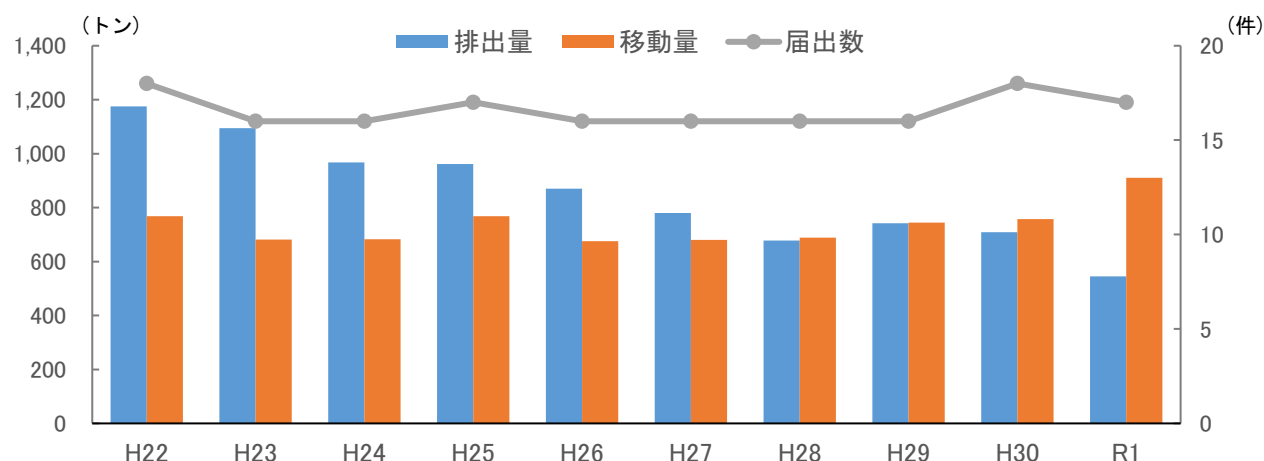
注2) 移動量：事業活動にかかる廃棄物の処理を事業所の外で行うことに伴い事業所の外へ移動する第一種指定化学物質の量。

■図表3-5-1 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

区分	単位	調査地点	調査結果		環境基準	環境基準 適否
			年平均値	実測値		
大 気	pg-TEQ/m³	大竹油見公園	0.0144	夏季：0.0098 冬季：0.0190	年平均値 0.6 以下	適
水 質	pg-TEQ/ L	小瀬川 両国橋	0.084		年平均値 1 以下	適
		広島湾西部 東栄沖	0.017			適
底 質	pg-TEQ/ g	小瀬川 両国橋	0.27		150 以下	適
		広島湾西部 東栄沖	6.1			適

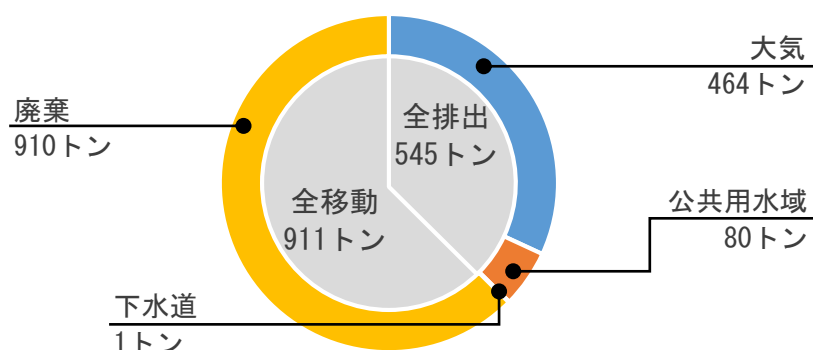
〔資料：ecoひろしま〕

■図表 3-5-2 本市における特定化学物質の排出量及び移動量の推移

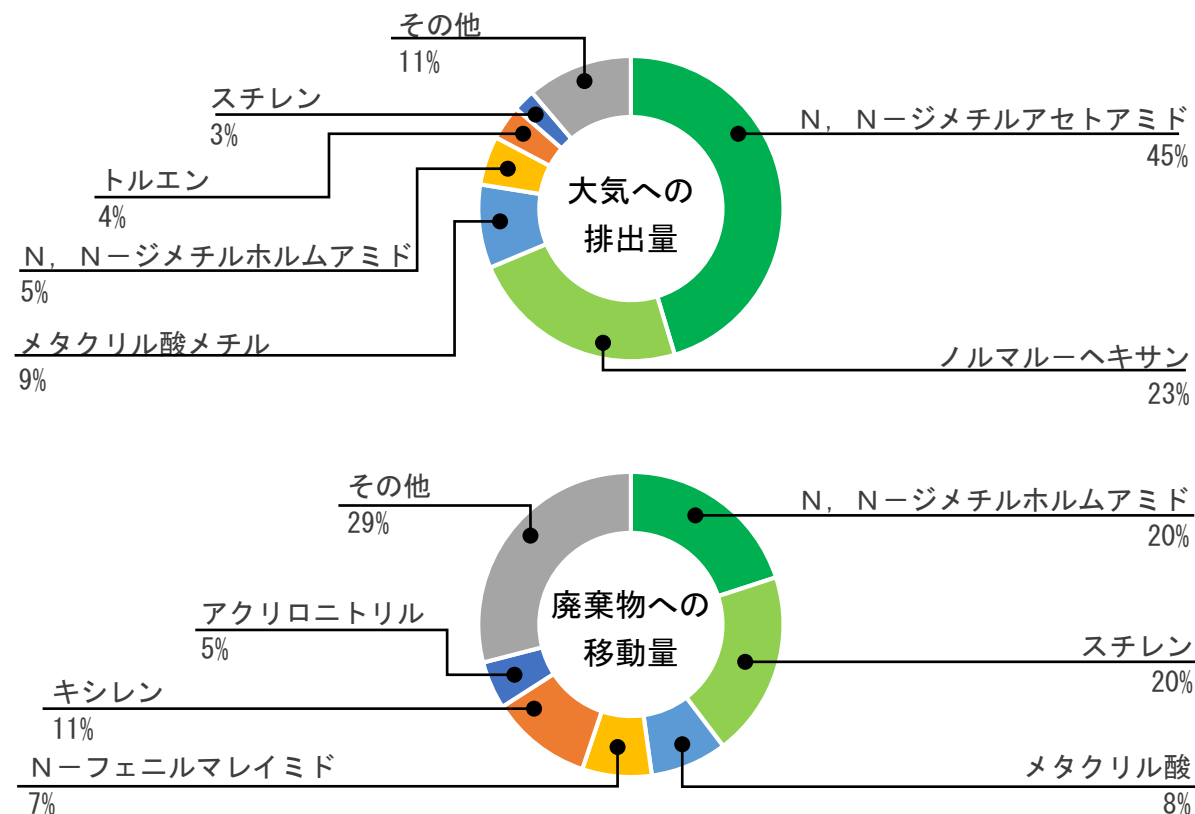


[資料：環境省資料]

■図表 3-5-3 本市における特定化学物質の排出量及び移動量の内訳



■図表 3-5-4 本市における特定化学物質の大気への排出量と廃棄物への移動量の物質ごとの内訳



[資料：環境省資料]

第1節 環境行政体制

1 環境整備系の事務分掌

- (1) 環境行政に関すること。
- (2) 環境保全に係る監視, 指導及び規制に関すること。
- (3) 公害防止に係る届出の受理, 審査, 指導及び措置に関すること。
- (4) 環境の状況の把握, 予測等に必要な監視, 測定, 試験, 検査及び調査に関すること。
- (5) 環境保全, 環境美化等の意識の啓発に関すること。
- (6) 公害防止協定に関すること。
- (7) 公衆衛生及び生活衛生に関すること。
- (8) そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。
- (9) 公衆衛生推進組織等の活動に関すること。
- (10) 斎場及び墓地に関すること。
- (11) 狂犬病予防に関すること。
- (12) 専用水道, 簡易専用水道等に関すること。
- (13) 化製場等に関すること。
- (14) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

2 リサイクルセンターの事務分掌

- (1) センターに関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に関すること。
- (3) 市の施設(土木施設を除く。)から発生する廃棄物の処分に関すること。
- (4) 災害時の消毒(感染症予防に関するものを除く。)に関すること。
- (5) センターの庶務に関すること。

3 市の環境調査内容

(1) 大気

- ① 簡易測定法(NG-KN-S)による窒素酸化物の測定
- ② デポジットゲージ法及びハイボリウムエアサンプラーによる粉じん及びばいじんの測定

- ③ テレメータシステムによる大気汚染の常時監視(県設置, 市内1箇所)

調査項目

- 二酸化硫黄(SO₂)
- 一酸化窒素(NO)
- 二酸化窒素(NO₂)
- 窒素酸化物(NO_x)
- オキシダント(O_x)
- 浮遊粒子状物質
- 微小粒子状物質(PM_{2.5})
- 風向
- 風速
- 温度
- 湿度
- 日射量

(2) 水質

- ① 工場排水の立入調査

調査項目

- 水素イオン濃度(pH)
- 化学的酸素要求量(COD)
- 浮遊物質(S S)
- 油分
- シアン
- 全りん
- 全窒素

- ② 河川の水質調査

調査項目

- 水温
- 水素イオン濃度(pH)
- 溶存酸素量(DO)
- 化学的酸素要求量(COD)
- 浮遊物質(S S)
- 生物化学的酸素要求量(BOD)
- 大腸菌群数
- 全りん
- 全窒素
- 全亜鉛
- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 等

(3) 悪臭

工場敷地境界等の臭気調査

(4) 騒音

環境騒音調査(毎年, 半数ずつ実施)

調査地点

- 一般地域
・・・38地点
- 道路端
・・・6地点



第2節 公害防止協定

協 定 概 要

1 協定概要及び協定締結企業

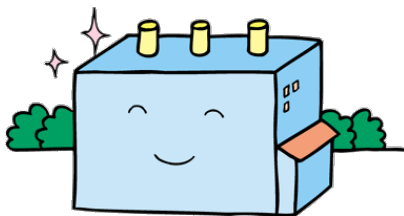
市内大手企業と公害防止協定を締結し、事業者の自主的管理体制の整備を図るなどの施策を講じています。

- 排出状況の測定（自主測定と記録の保存）
- 産業廃棄物の適正処理
- 環境整備及び保全（工場周辺の環境保全，工場内の緑化促進，県・市の緑地造成等への協力）
- 事故時の措置（緊急措置，県・市への報告等）
- 施設の整備及び管理等（公害防止関連施設の自主的整備等）
- 報告調査及び公表（立入調査の実施等）
- 環境基準達成のための措置 等

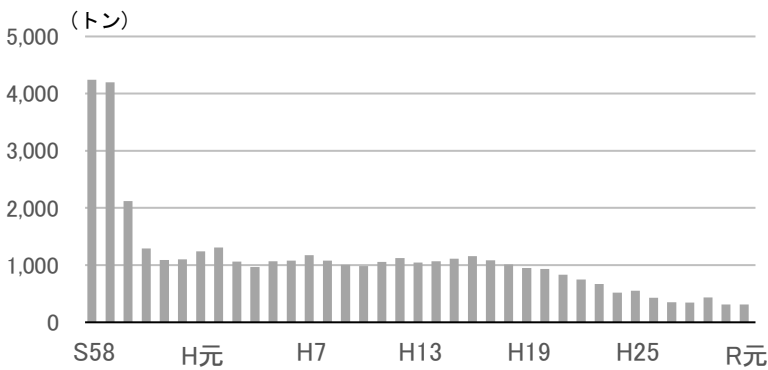
▼協定締結年月	
昭和 46 年 8 月	日本紙業株式会社（現：日本製紙株式会社大竹工場）
9 月	大竹紙業株式会社（現：日本製紙株式会社大竹工場（北））
10 月	三菱レイヨン株式会社（現：三菱ケミカル株式会社） 日東化学工業株式会社（H10，三菱レイヨンに吸収合併）
11 月	三井東圧株式会社（S61，大竹工業所撤退） ダイセル株式会社（現：株式会社ダイセル） 三井石油化学株式会社（現：三井化学株式会社） 三井ポリケミカル株式会社（現：三井・ダウ ポリケミカル株式会社）
昭和 59 年 12 月	戸田工業株式会社
昭和 61 年 6 月	明新産業株式会社（現：大竹明新化学株式会社）
昭和 62 年 7 月	中国塗料株式会社

2 排出状況

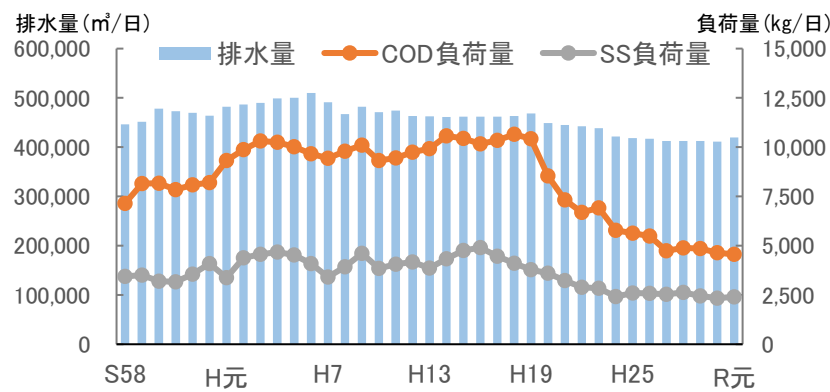
公害防止協定を締結している工場の、ばい煙排出量及び排水の汚濁負荷量は、図表 4-2-1 及び図表 4-2-2 のとおりいずれも減少しています。



■図表 4-2-1 主要工場の年間硫黄酸化物排出量の推移



■図表 4-2-2 主要工場の総排水量、COD 及び SS 負荷量の推移



第1節 環境啓発事業

1 環境学習会の開催

小瀬川干潟観察会

▼目的

干潟観察会を開催することにより、市民等に小瀬川河口の干潟に生息する生き物を知ってもらうとともに、その生態等を学んでもらうことで、環境の保全に関する認識及び関心並びに本市の環境について理解を深めることを目的に実施しました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年6月30日（日）

午後1時00分～午後4時00分

▼実施場所

大竹市東栄「小瀬川河口の干潟」及び「大竹市リサイクルセンター研修室」

▼参加人数

大人・18名、子ども・22名

合計・13組、40名

ほかボランティアスタッフ・3名

▼実施内容

生き物の採集

講師によるアドバイスを受けながら生き物を捕まえました。

分類作業

参考資料を見ながら、捕まえた生き物を分類しました。

解説

捕まえた生き物の名前や生態等を講師が解説しました。

実験

干潟に生息する生き物を用いた実験を行いました。

清掃活動

参加者全員で海ゴミの収集を行いました。

▼成果

アサリ、マテガイ、メバル、マアナゴなどの有用魚介類をはじめとする多くの生き物の観察を通じて、大竹市沿岸が多様な生き物を育む場であることを認識してもらうことができました（資料編 P36 に生き物の一覧あり）。また清掃活動を通して海ゴミの存在を認識してもらい、環境保全に取り組む機運を高めることができました。



地引網を用いた採集の様子

川の生き物観察会

▼目的

本市に多くの水生生物が生息する環境があることを、市民等に知ってもらうとともに、その生態等を学んでもらうことで、本市の自然環境への理解及び環境保全への関心を深めることを目的に実施しました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年8月17日（土）

午後2時～午後5時

▼実施場所

栗谷小学校体育館及び周辺

▼参加人数

大人・35名、子ども・43名

合計・27組、78名

ほかボランティアスタッフ・3名

▼実施内容

生き物の採集

講師によるアドバイスを受けながら生き物を捕まえました。

分類作業

参考資料を見ながら、捕まえた生き物を分類しました。

解説

捕まえた生き物の名前や生態等を講師が解説しました。

水質判定

捕まえた生き物をもとに水質判定を行いました。

▼成果

多くの身近な生き物が絶滅を危惧されている現状で、玖島川には思った以上にたくさんの生き物が生息しており、きれいな水質であることを認識してもらうことができました(資料編P37に生き物の一覧あり)。

実際に採集する体験を通して、生き物に対する関心を高めることができました。



生き物を採集している様子

コイ・こいフェスティバル出展 (環境・企業 PR コーナー)

▼目的

多くの人に、大竹市に生息する水生生物を知ってもらい、その生態等を学んでもらうとともに、脱温暖化やごみの減量等について考えてもらい、また企業の環境保全への取組を知ってもらうことで、本市の環境が改善していることへの理解並びに環境の保全に関する認識及び関

心を深めることを目的に実施しました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年 11 月 10 日 (日)

午前 9 時 30 分～午後 4 時

▼実施場所

総合市民会館 2 階ホール及び研修室

▼来場人数

約 1,000 人

▼実施内容

ミニ水族館

市内の川や河口で採集した生き物の展示やタッチプールを設置しました。

環境整備課の業務に関する啓発

ヒアリ等の観察、水質判定体験、ごみ分別ゲームの実施、不法投棄箇所や市内の環境測定数値の掲示等を行いました。

省エネ体験

自転車での発電体験や、家庭の電気使用状況等を用いた「うちエコ診断」を実施しました。

市公衆衛生推進協議会の活動紹介

実施している市域の美化活動の紹介や、ごみの減量機器の展示等を行いました。

リユース工作教室

親子でできる、廃材を利用した工作体験を行いました。

企業 PR

市内企業が実践する環境保全の取組などを企業の担当者に紹介してもらいました。

環境の樹

自分ができる環境にやさしいことをテーマに、来場者それぞれの目標を書き込んでもらいました。

▼成果

本市の水辺に多くの生き物が生息している現状を知ってもらい、環境保全に対する関心や興味を高めるとともに、環境について多角的な視点で考えてもらえたことで、環境保全について市民自ら取り組める行動について啓発する

ことができました。

また、市や企業、地域が一体となって努力してきたことで、本市の環境が他市町とそん色のない状態に改善されていることを多くの方に認識してもらうことができました。



多くの来場者の目標が記された“環境の樹”

水環境講座

▼目的

市内の児童・生徒に、本市の川や海の水質が他市町と比べそん色のない状態であることを知ってもらうとともに、水質保全の重要性を伝えることで、自然環境への理解及び環境保全への関心を高めることを目的に実施しました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年7月14日（日）

午前9時00分～午前10時30分

▼実施場所

自然の家やさか

▼参加人数

19人

▼実施内容

講義

汚水の原因や対策、市や県による監視体制、本市の水環境の現状等について知ってもらいました。

川の浄化ゲーム

酸素や微生物等により物質が分解される原理を説明し、自然現象や人為的に川が浄化され

る工程をゲームを通して学んでもらいました。



浄化ゲームを行っている様子

2 広報活動

▼概要

本市の環境の状況を知ってもらうため、環境測定数値や環境啓発事業の紹介記事を市広報等に掲載しました。

▼実施内容

①市広報による啓発

令和元年10月号

「大竹市の水環境」

②市ホームページ及び市フェイスブックによる啓発

市主催の環境学習会の紹介や報告

第2節 環境保全活動の連携・参加

ひろしま環境の日

▼概要

国は、6月5日を「環境の日」、6月を「環境月間」と定めています。また、県は、地球温暖化防止のため、一人ひとりの環境意識を高め、行動してもらうことを目的に、毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定めています。

本市では、これを踏まえ、環境保全への取組を啓発するために、広島県が定めた「ひろしま環境の日における一斉行動」を「広報おおたけ」に掲載しました。

▼実施期日

毎月

▼対象

市民

工場周辺等一斉清掃活動

▼概要

環境保全の意識高揚を図るため、行政と事業者が連携して、市の施設及び工場周辺の投棄ごみの回収、草刈り等の一斉清掃を行いました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年 6 月 13 日（木）

▼実施場所

御幸町，東栄 1，2，3 丁目，明治新開

▼参加団体

三菱ケミカル株式会社
日本製紙株式会社
日本通運株式会社
山九株式会社
河崎運輸機工株式会社
戸田工業株式会社
中国塗料株式会社
大竹明新化学株式会社
三井化学株式会社
三井・ダウ ポリケミカル株式会社
株式会社ダイセル
上下水道局下水処理場
大竹市リサイクルセンター

ひろしまクールシェア

▼概要

広島県では、夏の省エネ対策として、家庭から県・市町の公共施設や商業施設等に出かけて、涼しさを分け合う取組を実施しています。

これに賛同し、本市でも公共施設で本取組を実施しました。

▼実施期間

令和元年 7 月 13 日（土）～9 月 23 日（月）

▼実施場所

子育て支援センター
さかえ子育て支援センター
松ヶ原こども館
大竹市立図書館
大竹会館

光化学オキシダント夏期特別対策

▼概要

広島県では、夏期に多く発生する光化学オキシダントの原因物質の排出を減少させ、健康被害等の発生及び環境汚染の進行を未然に防止するため、マイカー通勤及び不要不急の自動車の運行を自粛するよう協力を求めています。

これに賛同し、本市でも職員に対して同様に協力を求めました。

▼実施期間

令和元年 6 月 1 日（土）～8 月 31 日（土）

▼対象

市職員

おおたけクリーンキャンペーン

▼概要

「きれいで快適なまちづくり」を目的とし、自治会等が個別に行っていた地域清掃を、9 月の第 4 日曜日に統一して行うことで、住民等の清掃意識を高めました。

▼共催

大竹市公衆衛生推進協議会
大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

令和元年 9 月 22 日（日）

▼実施場所

大竹市全域



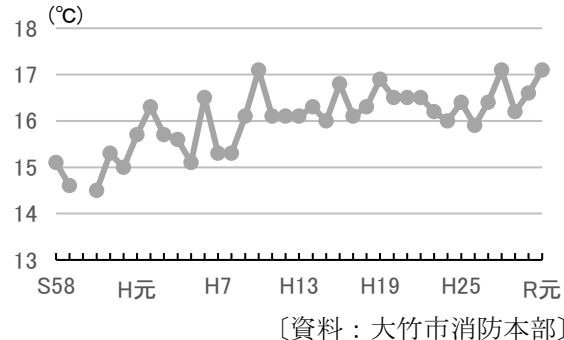
第1節 地球温暖化

1 地球温暖化の現状

本市の日平均気温は、図表 6-1-1 のとおり、近年はやや上昇しています。

大手事業所などの特定排出者や市では、温暖化の一因となっている温室効果ガスの排出量の把握と排出削減に取り組んでいます。

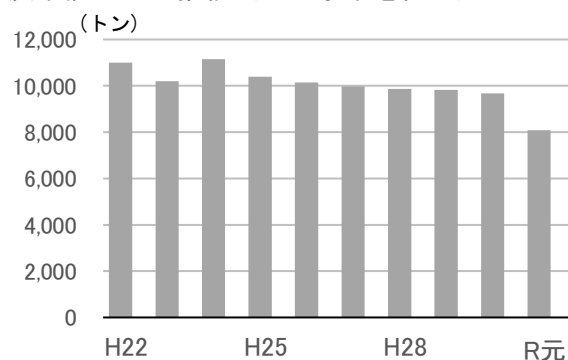
■図表 6-1-1 本市の日平均気温の推移



2 大竹市地球温暖化対策実行計画

市では「大竹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます（図表 6-1-2）。

■図表 6-1-2 本市の業務に関連した二酸化炭素排出量の推移（公益事業を含む）



第2節 資源循環

1 廃棄物

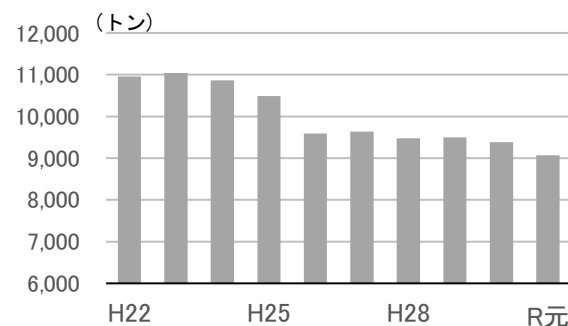
令和元(2019)年度のごみの総排出量は、9,068t となっています。（図表 6-2-1）

可燃ごみは、廿日市市と共同で整備した廿日市市内の廃棄物処理施設で処理し、その他のご

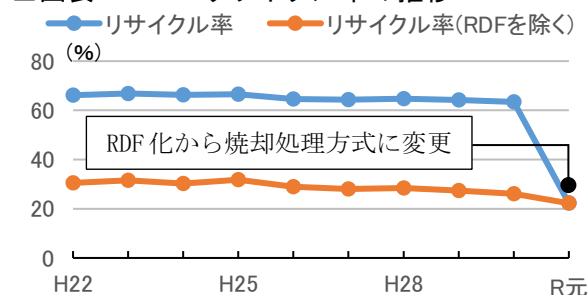
みはできる限り資源化しています。本市のリサイクル率は令和元(2019)年度が 22.2%であり、図表 6-2-2 のとおり、令和元(2019)年度の全国平均 19.6%（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果）を上回っています。

なお、ごみとし尿の処理量は、図表 6-2-3 のとおりです。

■図表 6-2-1 ごみ総排出量の推移



■図表 6-2-2 リサイクル率の推移



■図表 6-2-3 ごみとし尿の処理量

ごみ排出量	家庭系	5,731t/年
	事業系	2,397t/年
資源回収団体の回収量		940t/年
し尿処理量		3,415kL/年 (和木町分 448kL/年)

2 省資源・省エネルギー・新エネルギー

冷暖房機の使用抑制、職員によるエレベーター使用の自粛等によるエネルギー使用量の削減や、紙資源の再利用、文書の電子データ化等による廃棄物の削減などにより、業務の遂行や事業の実施に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組みました。

また、市が所有する公共施設において、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の検討、照明等のLED化などを実施し、環境負荷の低減に努めました。